

検証結果報告書

2025年（令和7年）8月5日

松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会

委員長	北川	和彦
委員	水城	由貴
委員	新井	喜代加

内容

第1章 調査の目的・方法	3
第1 当委員会設置の経緯	3
第2 当委員会による調査の目的	3
第3 当委員会の設置	3
1. 委員構成	3
2. 委員長	4
第4 調査方法	4
1. 市からの開示資料	4
2. 当委員会が追加で開示請求した資料	5
3. 市が対象とした職員のうち当委員会が必要と認めた職員の聞き取り	5
4. 市の聞き取り以外で当委員会が必要と認めた方の聞き取り	5
5. 調査の期間	6
第2章 前提事項	7
第1 本件経緯の概要	7
1. 2023大会の概要	7
2. 2024大会の概要	10
3. 問題の発生から発覚まで	13
4. 2023大会及び2024大会の収支決算	14
第2 松本マラソンについて	15
1. 松本マラソンの創設	15
2. 松本マラソンの歴史	17
3. 実行委員会の組織及び松本市との関係	18
4. 松本マラソンの年間の主な流れ	20
第3章 調査結果及び検証	22
第1 調査項目ごとの調査内容及び結果	22
1. 松本マラソン実行委員会の会計処理規程について	22
2. 受託企業の選任方法について	23
3. 大会運営業務委託の変更契約について	25
4. 松本マラソン大会運営業務委託契約の決裁者及びガバナンスについて	26
5. 本件事案の意思決定過程について	30
6. 2024大会運営業務委託について	32
7. 平成30年度財政援助団体等監査結果について	33
第2 認定事実	37
1. 判断の根拠とすべき会計基準等と本件不正な会計処理とされている会計事象について	37
2. 業務委託契約書の金額変更について	39
3. 業務委託費の繰り延べについて	39
4. 不正な会計処理の手法について	40

5. 市長の関与について	41
6. 実行委員会のガバナンスについて	42
7. 平成30年度財政援助団体等監査結果に対する松本市の対応について	43
第3 評価	44
1. 2023大会の不正会計及びその原因について	44
2. 2023大会の不正会計にかかる法的責任及び責任の所在について	44
3. 2024大会の運営について	45
4. 実行委員会のガバナンスについて	45
5. 平成30年度財政援助団体等監査結果に対する対応について	46
第4章 再発防止策及び提言	48
第1 再発防止策及び提言	48
1. 実行委員会方式で行われるイベント等への行政の関与について	48
2. 松本マラソン実行委員会のガバナンスについて	48
3. 財政援助団体等監査への対応について	50
第2 結びに	51
第5章 参考資料	52
1. 「松本マラソン実行委員会」会則	52
2. 松本マラソン実行委員会事務局処務規程	54
3. 松本マラソン実行委員会事務局会計規程	56
4. 松本マラソン実行委員会の会計処理について	57
5. 松本マラソン実行委員会事務局職員の給与規程	58
6. 松本市補助金交付規則	58

第1章 調査の目的・方法

第1 当委員会設置の経緯

2025年（令和7年）2月7日、松本市職員らが事務局を担当する松本マラソン実行委員会において、松本市職員により赤字隠しを目的とした不正な会計処理（以下「本件事案」という。）が行われていたことについて、当該職員から松本市長に報告があり問題が発覚した。

その後、松本市副市長を中心に関係者からの聞き取り、書類の精査等が行われ、市はその結果を4月23日に松本マラソン実行委員会総会及び市議会経済文教委員協議会で報告した。

市では、当該経済文教委員協議会において、松本マラソン2025大会の中止等についての了承を求めたところ、全議員が出席する場で、市長からの説明を求めるという集約がされたことを踏まえ、5月2日に全議員が出席する市議会議員協議会が開催された。当該議員協議会においては、2025大会の中止等については了承されたものの、大会について第三者の検証を求めること、その検証結果を踏まえて関係職員の処分等を判断する旨の集約がされた。

検討の結果、松本市は第三者を交えた検証組織として松本マラソンにおける不正な会計処理検証委員会（以下「当委員会」という。）を6月6日付で立ち上げ、本件事案に係る、発生の経過、原因等を検証し、再発防止に向けた提案を依頼したものである。

第2 当委員会による調査の目的

当委員会は次に掲げる事項を調査し、それらについて取りまとめ、その結果を松本市長に報告することを目的として設置された。

1 市の調査を踏まえた事実関係の検証

本件事案について、市が行った調査結果をもとに、関係者への聞き取りを含め、事実関係を客観的に検証すること。

2 本件事案発生の原因分析

本件事案がなぜ発生したのか、組織的・構造的な問題を含め、その原因を多角的に分析すること。

3 法的責任の有無及び責任の所在についての意見

本件事案について法的責任の有無を精査し、責任の所在について専門的見地から意見を述べること。

4 改善策の提案

今後、同様の不正行為が再発しないよう、実効性のある改善策について提案すること。

第3 当委員会の設置

1. 委員構成

委員は、以下の3名をもって構成されている。

- (1) 北川 和彦 弁護士（長野県弁護士会推薦）
- (2) 水城 由貴 公認会計士
- (3) 新井 喜代加 松本大学准教授

2. 委員長

第1回検証委員会において、委員の互選により北川弁護士が当委員会の委員長として選出された。

第4 調査方法

1. 市からの開示資料

市からは、当委員会に対し、今回の問題を市役所内で整理した資料のほか、第1回のマラソン大会からの決算内容が分かる資料や、大会の概要が分かる資料、各種契約書の写しに加え、4月の市議会経済文教委員協議会や5月の市議会議員協議会で出された質問・意見などをまとめた以下の資料が開示された。

資料タイトル
市長レク資料（2025年2月21日）
2023大会の経費に係る経過
2024大会の経費に係る経過
市長レク資料（2025年3月31日）
2023大会・2024大会収支決算について
2024大会予算決算比較明細表
松本マラソン協賛社一覧 2022大会・2023大会・2024大会
議会会議録等
第1回松本マラソン開催効果報告書
平成30年度財政援助団体等監査結果報告書
受託者とのやりとり（電子メール）
大会基本計画
実行委員会会則・処務規程・会計規程
総会資料（2018年）
総会資料（2020年）
総会資料（2023年）
公式報告書（2022大会）
総会資料（2024年）
公式報告書（2023大会）
総会資料（2025年）
公式報告書（2024大会）
2022大会運営業務委託契約（当初）
2022大会運営業務委託契約（変更）
2023大会運営業務委託契約（当初）
2023大会運営業務委託契約（変更①）
2023大会運営業務委託契約（変更②）
2024大会運営業務委託契約（当初）

2024 大会運営業務委託契約（前払）
2024 大会運営業務委託契約（変更）
2022 大会委託料支払伝票
2023 大会委託料支払伝票
2024 大会委託料支払伝票
YouTube 動画（エントリー関係）2022 大会・2023 大会・2024 大会

2. 当委員会が追加で開示請求した資料

市からの開示資料に加えて、当委員会が必要と判断した以下の資料について開示を求め、調査を行った。

資料タイトル
2023 予算決算比較
2024 予算決算比較
2023・2024 松本マラソン経費の整理に係る経過
令和7年6月定例会一般質問要旨
実行委員会設立までの経過
運営業務委託契約に係る決裁文書（2016～2024）
2023 大会運営業務委託精査資料
2024 大会運営業務委託精査資料
実行委員会決裁文書（R2.9.24～R4.4.1（給与等支出を除く。））
H30 定期監査等改善事項に対する処理方針
H30 監査改善事項等の対応状況
平成30年度財政援助団体等監査報告書
松本マラソン実行委員会の会計処理について
松本市組織表（平成27年度～令和7年度）
松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号）

3. 市が対象とした職員のうち当委員会が必要と認めた職員の聞き取り

当委員会では、市が対象とした職員のうち、以下の4名について改めて聞き取りが必要と判断し、2日間にわたり聞き取りを行った。なお、聞き取りは対象者から率直な回答を得るため、委員と対象者のみで実施した。

- （1）松本マラソン実行委員会事務局職員（以下「職員A」という。）
- （2）松本マラソン実行委員会事務局職員（以下「職員B」という。）
- （3）松本マラソン実行委員会事務局職員（以下「職員C」という。）
- （4）松本マラソン実行委員会事務局職員（以下「職員D」という。）

4. 市の聞き取り以外で当委員会が必要と認めた方の聞き取り

前記4名のほか、当委員会では、以下の者から聞き取りを行った。なお、聞き取りは対象者から率直な回答を得るため、委員と対象者のみで実施した。

- (1) 松本マラソン実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）
- (2) 信濃毎日新聞株式会社（以下「受託企業」という。）社員等3名
- (3) 元松本市監査委員

5. 調査の期間

委員会として、以下の通り会合を開催するとともに、委員それぞれで関係資料の調査を行い、検証のための打合せを行った。

	開催日	内容
1	6月 6日（金）	第1回委員会
2	6月23日（月）	第2回委員会
3	6月24日（火）	第3回委員会 関係者からの聞き取り
4	6月27日（金）	第4回委員会 関係者からの聞き取り
5	7月 7日（月）	第5回委員会 関係者からの聞き取り
6	7月18日（金）	第6回委員会
7	7月24日（木）	第7回委員会
8	7月28日（月）	第8回委員会
9	7月31日（木）	第9回委員会
10	8月 4日（月）	第10回委員会

第2章 前提事項

第1 本件経緯の概要

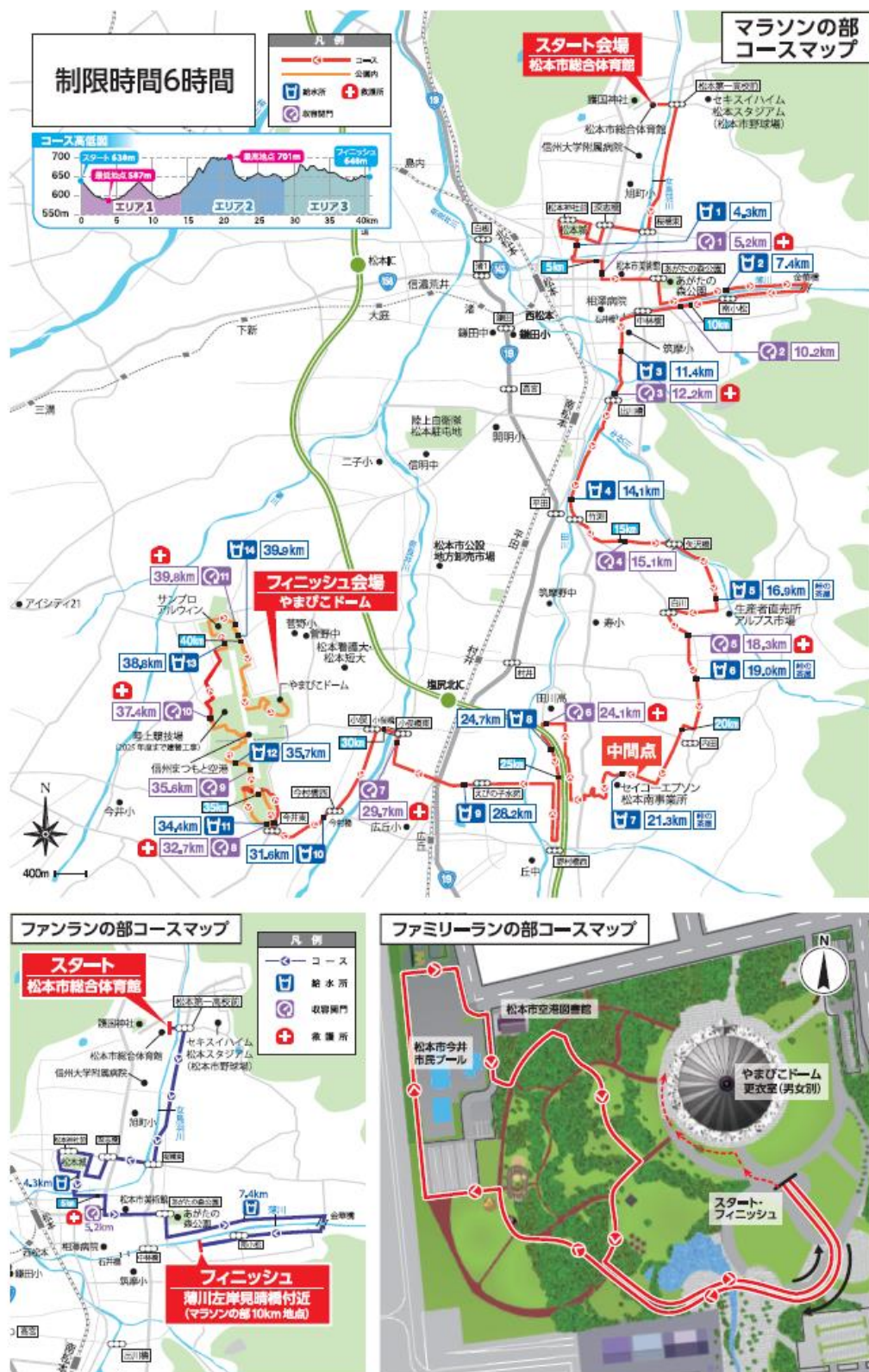
1. 2023大会の概要

松本マラソン2023大会（以下「2023大会」という。）の概要は、2023大会公式報告書によれば、以下の通りである。

開催日	2023年（令和5年）11月12日（日）		
開催の目的	① マラソンを通じた健康づくりを推進します ② 世代を超えた地域コミュニティの「きずな」を強めます ③ 交流人口の拡大と地域経済の活性化を図ります		
大会コンセプト	① 「する人」、「みる人」、「支える人」すべてが参加 選手だけでなく、応援する人、ボランティアすべてが参加する大会を目指します。 ② 松本の魅力の発信 松本城を中心とする城下町の歴史遺産、雄大なアルプス、豊かな湧水群、爽やかな気候といった自然を活かし、松本市ならではの大会を目指します。 ③ 松本ならではのおもてなし 世代を超えて、多くの市民・企業・団体が、ボランティアとして大会運営に参加し、松本ならではのおもてなしで選手を迎えます。		
主催	松本マラソン実行委員会／（一財）長野陸上競技協会		
共催	松本市／信濃毎日新聞社／松本商工会議所		
主管	松本市陸上競技協会		
オフィシャルスポンサー	エア・ウォーター(株)／第一生命保険(株)／ファイテン(株)／(株)日本旅行／ あいおいニッセイ同和損害保険(株)／イオングループ／岡野薬品(株)／ キッセイ薬品工業(株)／(株)信州グリーン／(株)スポーツプラザ報徳／セ イコーエプソン(株)／セキスイハイム信越(株)／富士電機(株)／松本信用 金庫		
参加定員等	マラソンの部（42.195km）		
	参加定員	申込者数	出走者数
	9,000人	4,918人	4,267人
	完走者数		
	4,039人		
	ファンランの部（10km）		
	参加定員	申込者数	出走者数
	1,000人	1,008人	828人
	完走者数		
	828人		
参加定員等	ファミリーランの部（1.8km）		
	参加定員	申込組数	出走組数
	300組	318組	280組
	完走組数		
	279組		

大会申込者データ (ゲストラランナーを除く。)	マラソンの部 男女別割合 男性 84.9%、女性 15.1% 都道府県別割合 県外 50.2%、県内 49.8% (市内 16.9%) ファンランの部 男女別割合 男性 57.4%、女性 42.6% 都道府県別割合 県外 32.4%、県内 67.6% (市内 44.2%)											
コース	図表 1 の通り											
参加料	マラソンの部 12,000円 ファンランの部 4,000円 (中高生の場合 3,000円) ファミリーランの部 3,300円 (3名組の場合 4,400円)											
参加者賞	全員に大会オリジナルTシャツ											
完走賞	マラソンの部 フィニッシャータオル、完走メダル ファンランの部 マフラータオル ファミリーランの部 完走ペア小中学生に完走メダル											
大会従事員	<table><tr><td>警察官</td><td>警備員</td><td>ボランティア</td><td>陸協関係者</td></tr><tr><td>56人</td><td>395人</td><td>1,865人</td><td>437人</td></tr></table>				警察官	警備員	ボランティア	陸協関係者	56人	395人	1,865人	437人
警察官	警備員	ボランティア	陸協関係者									
56人	395人	1,865人	437人									
前回大会からの主な 変更点	・ファンラン (10km) の部の新設 ・スペシャルエイド「峠の茶屋」、フィニッシュ会場「おもてなし茶屋」の開設 ・岳都松本“山の神”賞の創設 ・ランニングクリニックの定期開催											

コースマップ・コース高低図



【図表1】2023大会コース

2. 2024大会の概要

松本マラソン2024大会（以下「2024大会」という。）の概要は、2024大会公式報告書によれば、以下の通りである。

開催日	2024年（令和6年）11月10日（日）		
大会の目的	① ランニングによる生涯スポーツの推進 幅広い年代が参加するスポーツ大会として、走ることをきっかけに、日頃の体力づくりへのモチベーションの維持に寄与します。 ② 三ガク都 松本の価値・魅力の発信 三ガク都に象徴される観光都市松本としての魅力を広く発信し、体感してもらうために開催します。 ③ 交流人口の拡大と地域経済活性化 地域コミュニティをシンカさせる大規模な交流を創出し、地域経済の活性化を図ります。		
大会コンセプト	① 「走る仲間」、「応援する仲間」、「支える仲間」すべてが参加選手だけでなく、応援する人、ボランティア・家族のすべてが参加し、世代を超えてひとつとなり楽しめる大会を目指します。 ② 松本の魅力を最大限活かす大会 「シティプロモーション」の一大施策に位置づけ、松本城を中心とする城下町の歴史や文化、雄大なアルプスの眺望といった魅力を最大限活かし、国内外から選ばれる大会を目指します。 ③ 松本ならではの満載のおもてなし 松本らしい人情味あふれる応援や、松本らしい食といった、温かいおもてなしで、参加者を迎えます。		
主催	松本マラソン実行委員会／（一財）長野陸上競技協会		
共催	松本市／信濃毎日新聞社／松本商工会議所		
主管	松本市陸上競技協会		
オフィシャルスポンサー	エア・ウォーター(株)／第一生命保険(株)／北野建設(株)／ファイテン(株)／(株)日本旅行／あいおいニッセイ同和損害保険(株)／イオングループ／岡野薬品(株)／キッセイ薬品工業(株)／(株)スポーツプラザ報徳／セイコーエプソン(株)／セキスイハイム信越(株)／富士電機(株)／松本信用金庫		
参加定員等	マラソンの部（42.195km）		
	参加定員	申込者数	出走者数
	6,000人	5,171人	4,586人
	ファンランの部（10km）		
	参加定員	申込者数	出走者数
	1,500人	1,460人	1,252人
	ファミリーランの部（1.8km）		
	参加定員	申込組数	出走組数
	300組	335組	305組
	完走者数	305組	

大会申込者データ (ゲストランナーを除く。)	マラソンの部 男女別割合 男性85.1%、女性14.9% 都道府県別割合 県外50.2%、県内49.8% (市内16.9%) ファンランの部 男女別割合 男性55.2%、女性44.8%														
コース	図表2の通り														
参加料	マラソンの部 12,000円 ファンランの部 4,000円 (中高生の場合3,000円) ファミリーランの部 3,300円 (3名組の場合4,400円)														
参加者賞	全員に大会オリジナルTシャツ														
完走賞	マラソンの部 フィニッシャータオル、完走メダル ファンランの部 マフラータオル ファミリーランの部 完走ペア小中学生に完走メダル														
大会従事員	<table><tr><td>警察官</td><td>警備員</td><td>ボランティア</td><td>陸協関係者</td><td>医師看護師</td></tr><tr><td>86人</td><td>383人</td><td>1,913人</td><td>401人</td><td>29人</td></tr></table>					警察官	警備員	ボランティア	陸協関係者	医師看護師	86人	383人	1,913人	401人	29人
警察官	警備員	ボランティア	陸協関係者	医師看護師											
86人	383人	1,913人	401人	29人											
前回大会からの主な変更点	・日本陸上競技連盟のコース公認取得 (コースの一部改定) ・参加定員の見直し (マラソンの部縮小、ファンランの部拡充) ・エイドステーションの充実 ・女性ランナーへの取組拡充 (女性専用仮設トイレの増設、フィニッシュ会場パウダーコーナーの設置)														

コースマップ・コース高低図



【図表2】2024大会コース

3. 問題の発生から発覚まで

2023大会において行われた不正な会計処理について、その発生から発覚までの経過を2024大会の経過も含めて時系列で表すと、以下の通りである。

2023. 3. 28 松本マラソン実行委員会第1回総会において、2023大会の事業計画及び予算を承認
4. 1 松本マラソン実行委員会と受託企業とで、2023大会運営業務委託契約（258,490,000円）を締結
- 29 2023大会エントリー募集開始
6. 25 エントリー募集期間延長
8. 31 エントリー締切。参加人数確定
9. 21 松本マラソン実行委員会第2回総会において、2023大会の運営体制及び準備状況を報告
10. 中旬 エントリー数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、2024大会の参加定員を縮小する方針を検討
11. 12 2023大会開催
12. 14 受託企業が、運営業務委託費の決算見込額（250,535,145円）を提示。収入額に対して大幅な支出超過となってしまうことから、松本マラソン実行委員会事務局の市職員が、受託企業に運営業務委託費の減額を依頼
- 27 受託企業から2,395万円の減額（変更後 226,585,145円）に応じる旨の回答。市職員は、なお赤字が残ることから、2023大会を収支均衡の決算とするため、1,595万円を翌年の収入予算から補てんする方針を固める。
2024. 1. 5 市職員が、事務局長に、1595万円の取扱方針について報告
- 市職員が、受託企業に対して1,595万円は市側で負担するものの3月までに支払うことができない旨を説明し、2023大会運営業務委託費を更に1,595万円減額して、210,635,145円に変更契約を締結することを依頼するとともに、当該1,595万円については4月以降になってから請求するよう依頼
1. 中旬 2024年（令和6年）松本市当初予算編成において、参加定員の縮小に合わせ、松本市の負担金に係る予算を前年度から2,351万円減額し、9,400万円で計上する方針を決定
- 19 受託企業から、1,595万円の請求名目について問合せがあったため、市職員が受託企業に「2024業務委託費前払金」として請求するよう依頼
- 30 2023大会運営業務委託の変更契約（210,635,145円）を締結
3. 25 2024松本マラソン実行委員会第1回総会において、2023大会事業報告及び決算報告を承認

- 4. 20 2024大会エントリー募集開始
- 6. 30 エントリー募集期間延長
- 7. 5 実行委員会と受託企業とで、2024大会運営業務委託契約(206,450,000円)を締結
- 30 受託企業に「2024大会運営業務委託費前払金」として、1,595万円を支払
- 8. 25 エントリー締切。参加人数確定
- 9. 19 松本マラソン実行委員会第2回総会において、2024大会の運営体制及び準備状況を報告
- 11. 10 2024大会開催
- 12. 16 受託企業が、運営業務委託費の決算見込額(244,671,770円)を提示。2023大会と同様、実行委員会事務局の市職員が、受託企業に運営業務委託費の減額を依頼
- 25 受託企業が2,500万円の減額に応じ、219,671,770円で2024大会運営業務委託の変更契約を締結
- 2025. 2. 7 2024大会が大幅な赤字となったことを踏まえた受託企業からの指摘を受け、市職員が初めて市長に2023大会及び2024大会の実情を報告
- 4. 23 2025松本マラソン実行委員会第1回総会において、2023大会の決算を正しい金額(226,585,145円)に修正したことを報告するとともに、当該修正を踏まえた2024大会の決算について報告し、承認を得る。

4. 2023大会及び2024大会の収支決算

修正後の2023大会及び2024大会の収支決算は、以下の通りである。

【2023大会】

(単位：円)

	勘定科目	当初予算額	決算額	予算対比
収入	参加料	113,820,000	63,956,100	△49,863,900
	協賛金	45,000,000	40,544,000	△4,456,000
	負担金	132,110,000	132,110,000	0
	(うち松本市)	(117,510,000)	(117,510,000)	
	(うち信濃毎日新聞社)	(14,300,000)	(14,300,000)	
	(うち松本商工会議所)	(300,000)	(300,000)	
	雑入	800,000	269,354	△530,646
	繰越金	740,000	742,764	2,764
	収入合計	292,470,000	237,622,218	△54,847,782
支出	総務費	15,200,000	14,203,590	△996,410
	事業費	12,800,000	12,036,717	△763,283
	委託費	258,490,000	226,585,145	△31,904,855

	予備費	5,980,000	0	△5,980,000
	支出合計	292,470,000	252,825,452	△39,644,548
	差引収支	0	△15,203,234	△15,203,234

【2024大会】

(単位：円)

	勘定科目	当初予算額	決算額	予算対比
収入	参加料	78,990,000	68,686,800	△10,303,200
	協賛金	42,000,000	40,852,000	△1,148,000
	負担金	108,600,000	108,600,000	0
	(うち松本市)	(94,000,000)	(94,000,000)	
	(うち信濃毎日新聞社)	(14,300,000)	(14,300,000)	
	(うち松本商工会議所)	(300,000)	(300,000)	
	雑入	800,000	526,282	△237,718
	繰越金	740,000	△15,203,234	△15,943,234
	収入合計	231,130,000	203,461,848	△27,668,152
支出	総務費	12,870,000	13,248,096	378,096
	事業費	11,070,000	14,349,365	3,279,365
	委託費	206,450,000	219,671,770	13,221,770
	予備費	740,000	0	△740,000
	支出合計	231,130,000	247,269,231	16,139,231
	差引収支	0	△43,807,383	△43,807,383

第2 松本マラソンについて

1. 松本マラソンの創設

松本市では、2012年（平成24年）10月まで、旧梓川村出身の山田俊氏が陸上中距離競技で1955年（昭和30年）に日本記録を樹立した偉業をたたえ、1957年（昭和32年）から旧梓川村で開催された大会を引き継ぎ、山田杯梓川ハーフマラソンを開催していた。大会関係者の高齢化や様々な運営課題を抱えていたことから同大会は終了となったが、市議会議員の一般質問等で、新しいフルマラソン大会の創設について質問、要望が出されたことなどを踏まえ、フルマラソン大会の創設について多角的に関係団体と相談し、検討することとなった。

当時、松本市の担当部局であった教育部体育課では、長野マラソン、大町アルプスマラソン、諏訪湖マラソン、掛川・新茶マラソン、袋井クラウンメロンマラソン等を参考にしてコース案、開催時期、運営方法等の検討を進め、2013年（平成25年）3月に関係課を交えた庁内会議を開催し、同年11月には、「大会が盛大に長年に亘り開催され続けていくためには、大会の運営に多くの市民が協力していただける組織体制をつくることが重要」との考えの下、「実行委員会組織」を立ち上げて「大会基本計画」を作成していくこと、全国のマラソン大会の「人気満足度ランキングで、毎年上位に入っている長野マラソン」を参考としていくこと、2016年（平成28年）に開催することを目標とすることなどが決定された。翌年、2014年（平成26）年

1月には、第3回の庁内会議が開催され、実行委員会に入る団体について、庁内各課からの推薦を得て、より具体的な検討を進めていくための体制が整えられた。

2015年（平成27年）2月には、関係団体、関連事業者等の参加により、（仮称）松本マラソン第1回検討委員会が開催され、検討委員会の会長として松本市副市長、副会長として松本商工会議所会頭、松本市町会連合会会長、長野陸上競技協会副会長の3名が選任された。同委員会においては、マラソン開催の目的を「「健康寿命延伸都市・松本」の実現のために、マラソンを通じた健康づくりを推進します。」「ランナーを応援し、ボランティアとして支えることで、世代を超えた地域コミュニティのきずなを強めます。」「松本市の魅力を国内外にさらに発信することで、交流人口の拡大と地域の振興を図ります。」とし、大会経費は約2億円を見込むことが協議された。

2016年（平成28年）1月の第2回（仮称）松本マラソン検討委員会を経て、同年3月には、松本マラソン実行委員会設立総会が開催され、会則、役員の選任、大会開催計画について協議された。総会において、大会長に松本市長、副大会長に信濃毎日新聞社代表取締役社長、実行委員長に松本商工会議所会頭が選出され、第1回マラソン大会の内容をおおむね以下の通りとする「松本マラソン大会基本計画」が承認された。

開催日	2017年（平成29年）10月1日（日）
開催種目	マラソン（42.195km、日本陸連公認コース）
参加定員	10,000人
主催	松本マラソン実行委員会
共催	松本市／信濃毎日新聞社
参加料	11,000円（税込）
開催の目的	① マラソンを通じた健康づくり ② 世代を超えた地域コミュニティの「きずな」の強化 ③ 交流人口の拡大と地域経済の活性化
大会コンセプト	① 「健康寿命延伸都市・松本」の推進 健康寿命延伸都市・松本にふさわしい大会を目指します。 ② 「する人」、「みる人」、「支える人」すべてが参加 選手だけでなく、応援する人、ボランティアすべてが参加する大会を目指します。 ③ 松本の魅力の発信 松本城を中心とする城下町の歴史遺産、雄大な北アルプス、豊かな湧水群、爽やかな気候といった自然を活かし、松本市ならではの大会を目指します。 ④ 松本ならではのおもてなし 世代を超えて、多くの市民・企業・団体が、ボランティアとして大会運営に参加し、松本ならではのおもてなしで選手を迎えます。
コース設計の基本方針	① 1万人の参加者が安全に走れるコースとします。 ② 松本の景観を活かし、大会開催の目的およびコンセプトを実現できるコースとします。

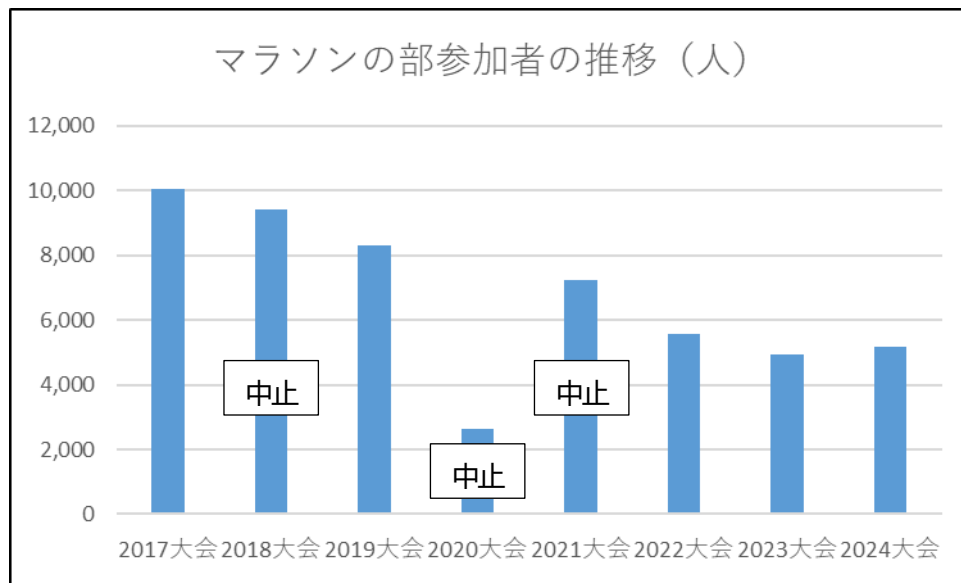
	③ コースは、公益財団法人日本陸上競技連盟への公認申請をします。 ④ 迂回路を確保し、交通規制による影響を最小限に抑えられるコースとします。 ⑤ 国道19号を平面交差しないコースとします。 ⑥ 各JR駅、私鉄駅周辺を封鎖せず、踏切も横断しないコースとします。 ⑦ コースに囲まれたエリアをできるだけ設けないようにします。 ⑧ 道路状況・交通事情に配慮した片道コースとします。 ⑨ スタート会場は、1万人を超える参加者・応援者・スタッフが滞留できるスペースがあることから松本市総合体育館とします。 ⑩ フィニッシュ会場は、1万人を超える参加者・応援者・スタッフが滞留できるスペースがあることから信州スカイパーク陸上競技場とします。
大会運営経費	約2億4,300万円（概算）

2. 松本マラソンの歴史

松本市市制施行110周年記念を冠した第1回松本マラソン大会は、マラソンの部に10,058人のエントリーがあり、2017年（平成29年）10月1日（日）に、絶好の秋晴れの下、国内外の10代から80代までの幅広い世代にわたるランナーが参加して開催された。第2回大会は、2018年（平成30年）9月30日（日）開催予定で9,428人のランナーからエントリーがあったものの、大型台風の影響により大会運営におけるランナーやボランティアなどの安全を第一として熟慮した結果、開催日前日の9月29日（土）に開催中止となった。翌年の2019年（令和元年）10月6日（日）には第3回大会が開催されたが、折り返しが多いというコースの問題及び前年度の大会を開催中止としたこと等が影響し、参加定員10,000人に対し、エントリー数は8,311人とどまった。

その後、2020年（令和2年）は新型コロナウイルス感染症拡大のため、2021年（令和3年）は豪雨災害に伴うコース被災のため、2年続けて開催中止となり、2022年（令和4年）11月13日（日）には、3年振りに開催することができたが、継続して大会が開催できずリピーターの獲得が困難であったことなどの影響により、エントリー数は5,572人と大きな伸び悩みを示すこととなった。

この間、松本マラソン実行委員会では、エントリー数拡大のためのPRに力を入れ、コースの見直しやエイドの充実を図るなど、ランナーの満足度を高めるための施策を行ったが、2023年（令和5年）に開催した2023大会は4,918人、2024年（令和6年）に開催した2024大会は5,171人と、エントリー数の大幅な回復には至らなかった。



【図表3 マラソンの部参加者の推移】

3. 実行委員会の組織及び松本市との関係

「松本マラソン実行委員会」会則（以下「会則」という。）5条では、組織について「実行委員会は、次の各号に掲げる団体から選出された委員をもって構成する。」とされており、構成団体として、陸上競技団体、道路管理者、交通事業者、経済団体、市民団体、医療救護団体、スポーツ団体、施設管理者、運営監理団体、行政機関、その他実行委員長が必要であると認める団体が掲げられている。

実行委員会の目的は、「松本マラソンの開催に必要な事業を行い、松本市のスポーツの振興に資するとともに、大会を通じた健康づくりの推進と地域コミュニティの強化および交流人口の拡大による経済の活性化に寄与すること」（会則3条）とされており、目的達成のため「大会および関連事業の準備、開催および運営に関すること」、「関係機関および関係団体等との連絡調整に関すること」等の事業を行うものとされている。

役員は、大会長1名、副大会長若干名、実行委員長1名、副実行委員長若干名、監事2名とされており、会則6条2項において、大会長は松本市長とすることが規定されている。実行委員長は、委員の互選により選出することとされており、設立当初は松本商工会議所会頭が選出されていたが、松本商工会議所会頭が交代したことを受け、2023年（令和5年）3月の総会において、松本市長が実行委員長として選出された。その結果、現在は、松本市長が大会長と実行委員長を兼務する形となっている。大会長は、全体の統括的な役割を担う者（会則上には明文の規定はない。）である一方、実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する役割を担っており、総会は、実行委員長が招集し、議長となることとされている。

実行委員会の事業計画及び事業報告、並びに予算及び決算に関することは、総会の審議事項とされているが、個々の実務は事務局が行っており、松本市は、信濃毎日新聞社、ながのアド・ビューロとともに事務局を担当している。2024年度の実行委員会名簿を確認すると、松本市からは、文化観光部スポーツ本部又は同本部スポーツ事業推進課の職員4名が事務局のメンバーに名を連ねており、また、松本マラソン実行委員会では雇用している事務局次長1名は、元松本市

職員が務めている。

職名	団体名等
●大会役員	
大会長	松本市長
副大会長	一般社団法人長野陸上競技協会会長 信濃毎日新聞社代表取締役社長
●実行委員会	
実行委員長	松本市長
副実行委員長	松本商工会議所会頭 松本市町会連合会会長 一般財団法人松本市スポーツ協会副会長 松本市陸上競技協会副会長（会長代行） 信濃毎日新聞社常務取締役松本本社代表
実行委員	松本市陸上競技協会理事長 長野県松本建設事務所所長 アルピコ交通株式会社代表取締役社長 松本地区タクシー協議会議長 長野県トラック協会中信地区輸送協議会会長 東日本旅客鉄道株式会社松本駅駅長 長野県松本空港管理事務所所長 松本商工親和会連合会会長 一般社団法人松本青年会議所理事長 松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長 松本商店街連盟会長 松本市駐車場事業協同組合代表理事 一般社団法人松本観光コンベンション協会事務総長 社会福祉法人松本市社会福祉協議会常務理事 松本市PTA連合会会長 松本市スポーツ推進委員協議会会長 松本地区労働者福祉協議会会長 特定非営利活動法人街を花いっぱいにする会事務局長 塩尻市吉田地区区長会長 一般社団法人松本市医師会会長 松本広域消防局局長 特定非営利活動法人塩尻市スポーツ協会会長 TOYBOX代表松本土建株式会社代表取締役 一般財団法人長野県文化振興事業団キッセイ文化ホール館長 長野県松本地域振興局局長 塩尻市交流文化部部長

監事	公認会計士 松本市会計管理者
●オブザーバー	
交通部交通規制課課長	長野県警察本部
交通部交通機動隊隊長	長野県警察本部
署長	長野県松本警察署 長野県塩尻警察署
●事務局	
事務局長	松本市文化観光部スポーツ本部長
事務局長代行	信濃毎日新聞社事業局長
事務局次長	松本市文化観光部スポーツ本部スポーツ事業推進課長 松本マラソン実行委員会（元松本市職員） 信濃毎日新聞社事業局専門委員兼RUNプロモーション室 信濃毎日新聞社事業局RUNプロモーション室長兼事業部 信濃毎日新聞松本本社事業部長兼RUNプロモーション室 信濃毎日新聞松本本社事業局事業部次長兼RUNプロモーション室
警備統括	信濃毎日新聞社事業部
事務局次長補佐	松本市文化観光部スポーツ本部スポーツ事業推進課主査
事務局幹事	松本市文化観光部スポーツ本部スポーツ事業推進課主事 信濃毎日新聞松本本社事業部兼RUNプロモーション室
事務局員	松本マラソン実行委員会 信濃毎日新聞社マーケティング局次長兼松本本社営業部長 信濃毎日新聞社マーケティング局松本営業部次長 信濃毎日新聞社マーケティング局松本営業部
ながのアド・ビューロ	取締役中南信担当 営業本部松本支社長 営業本部ソリューションデザイン局チーフディレクター 営業本部松本支社営業部

また、実行委員会の経費は、「事業に伴う収入」、「負担金収入」、「協賛金収入」、「その他の収入」をもって充てること（会則１７条）とされており、松本市からは毎年１億円前後の負担金が支出されている。

４．松本マラソンの年間の主な流れ

松本マラソン大会の年間の主な流れを業務内容と会計処理のそれぞれについて整理すると、おおむね以下の通りとなる。

時期	業務内容	会計処理
１月～		前年度会計決算処理
１月上旬		市に負担金（１月～３月運営分）を請求

1月中旬		前年度大会運営業務委託費の支払
2月中旬		決算監査
3月中旬～	松本マラソン運営実務担当者会議を開催（大会開催まで随時）	
3月下旬	松本マラソン実行委員会第1回総会を開催 ・前年度事業報告及び会計報告 ・当年度大会概要及び事業計画（案） ・当年度事業予算（案） ・役員改選	
4月上旬		市に負担金（4月～12月運営分）を請求 大会運営業務委託契約（当初）を締結
4月下旬	ランナーエントリー受付開始 ボランティアスタッフ受付開始	
6月下旬	ランナーエントリー締切	
7月下旬	運営ボランティア受付締切	
9月下旬	松本マラソン実行委員会第2回総会を開催 ・当年度の運営体制及び準備状況を報告 運営ボランティア説明会を開催	
11月上旬	市広報誌に合わせ交通規制チラシを全戸配布	
11月中旬	大会運営本部稼働 前日イベント開催 マラソン大会開催 アフターランイベント開催	
12月上旬		協賛金の入金 信濃毎日新聞社及び松本商工会議所に負担金を請求 大会運営業務委託契約に係る決算見込額の提示
12月中旬	松本マラソン運営実務担当者反省会議を開催	
12月下旬		決算見込額をもとに、大会運営業務委託変更契約書を締結

第3章 調査結果及び検証

第1 調査項目ごとの調査内容及び結果

当委員会は、本件事案を検証するに当たり、以下の項目を調査することを主眼として各資料の閲覧、聞き取り調査を行った。

- ・松本マラソン実行委員会の会計処理規程について
- ・受託企業の選任方法について
- ・大会運営業務委託の変更契約について
- ・松本マラソン大会運営業務委託契約の決裁者及びガバナンスについて
- ・本件事案の意思決定過程について
- ・2024大会運営業務委託について
- ・平成30年度財政援助団体等監査結果について

1. 松本マラソン実行委員会の会計処理規程について

松本マラソン実行委員会は、会計に関して以下の規程を有している。

- ・「松本マラソン実行委員会」会則
- ・松本マラソン実行委員会事務局処務規程
- ・松本マラソン実行委員会事務局会計規程
- ・松本マラソン実行委員会の会計処理について

それら規程のうち本件事案を検討する際に参考となる部分を以下に抜粋する。

○「松本マラソン実行委員会」会則

第5章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 事業に伴う収入
- (2) 負担金収入
- (3) 協賛金収入
- (4) その他の収入

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

○松本マラソン実行委員会事務局処務規程

(会計)

第6条 事務局の会計処理については、別に定めるほか、財政状況及び運営実績に関する会計事実決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示するものとする。

○松本マラソン実行委員会の会計処理について

1 松本マラソン実行委員会の会計年度

1月～12月

2 総会資料

単式簿記を採用し、以下のとおり整理して当年度の収支報告とするもの

(1) 収入

12月までに納期が到来するもの

(2) 支出

12月までに支払期限が到来するもの

3 税金計算

複式簿記を採用し、以下のとおり整理して申告するもの

(1) 収入

調定（納付書の発行）したもののうち収納がないものは、未収金として処理

(2) 支出

負担行為が行われているが、請求のないものや納期が到来していないものは流動負債として処理

2. 受託企業の選任方法について

(1) 市からの開示資料及び当委員会が追加で開示請求した資料の調査

松本マラソン実行委員会総会資料等を調査したところ、松本マラソンの支出に関する勘定科目は、大きく総務費、事業費、委託費、予備費の4つに分けられている。総務費には、事務局員の人件費や事務局運営に必要な消耗品費等が計上されており、事業費及び委託費には、大会運営に直接関係する経費が計上されている。事業費は、大会運営経費のうち、実行委員会が直接業者に発注する部分の経費が計上されており、委託費は、事業費以外の「大会準備及び大会運営に係る業務」として包括的に業者に委託する経費が計上されている。

調査の中で、総務費（人件費を除く。）及び事業費については、新規に発生した経費は複数業者から見積書を徴して契約先企業を選定しているものの、毎年継続して発生する経費は、仕様書の作成、入札手続等を簡略化し、効率的に業務を進めるため、おおむね前年度に発注した企業から見積書を徴した後、当該企業に発注を行っていることを確認した。また、支出額の9割近くを占める委託費については、以下のような理由により、継続して信濃毎日新聞株式会社を契約先企業として選定し、実行委員会内で決裁を取って随意契約を行っていた。

ア 第1回松本マラソン大会運営業務

長野マラソンの運営実績がある下記業者と随意契約するもの

イ 第2回松本マラソン大会運営業務委託

第1回松本マラソン大会の運営実績がある下記業者と随意契約するもの

ウ 第3回松本マラソン大会運営業務委託

- ・ 県内の主要マラソン大会の運営ノウハウを持ち、松本マラソン設立検討時から協力
- ・ 第1回松本マラソン及び第2回松本マラソンの運営実績があること

エ 第4回松本マラソン大会運営業務委託

- ・ 県内の主要マラソン大会の運営ノウハウを持ち、松本マラソン大会設立時から共催者として事業に携わっていること
- ・ 第1回松本マラソンから第3回松本マラソンまでの運営実績があり、規制標識などの看板

類や広告等のデザインのベースデータを管理しているため、新規製作に係る経費節減が図れること

オ 2022年松本マラソン大会運営業務委託

- ・県内の主要マラソン大会の運営ノウハウを持ち、松本マラソン大会設立時から共催者として事業に携わっていること
- ・第1回松本マラソンから（第5回）松本マラソン2021までの運営実績があり、規制標識などの看板類や広告等のデザインのベースデータを管理しているため、新規製作に係る経費節減が図れること
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が懸念される期間の運営については、通常の運営に加え、感染防止対策等の対応にスムーズな連携が必要となること

カ 2023年松本マラソン大会運営業務委託

- ・県内の主要マラソン大会の運営ノウハウを持ち、松本マラソン大会設立時から共催者として事業に携わっていること
- ・第1回松本マラソンから（第6回）松本マラソン2022までの運営実績があり、規制標識などの看板類や広告等のデザインのベースデータを管理しているため、新規製作に係る経費節減が図れること

キ 2024年松本マラソン大会運営業務委託

- ・県内の主要マラソン大会の運営ノウハウを持ち、松本マラソン大会設立時から共催者として事業に携わっていること
- ・第1回松本マラソンから（第6回）松本マラソン2023までの運営実績があり、規制標識などの看板類や広告等のデザインのベースデータを管理しているため、新規製作に係る経費節減が図れること

(2) 事務局職員からの聞き取り

ア 職員Aからの聞き取り

受託企業は県内での他の大会の実績もあり、委託することによって大会運営がある程度形づくられた状態で依頼できるという部分が非常に大きいと思っていた。項目ごとに契約を結んでいくよりは、一括で業務委託をして進めてもらう方が、元々他の大会をやっている中で繋がりがあある業者もいるだろうし、マラソンに関して知識の深い業者と繋がりを持っているという部分が、運営の中でも強みになると思っていた。

イ 職員Bからの聞き取り

随意契約で受託企業を選定している理由について、県内におけるマラソン大会のノウハウを持っているからだと思っていた。松本で初めてフルマラソン大会をやるときに、一番最初に相談をしたのが、受託企業だったと聞いている。それで第1回大会を成功させて、第2回大会も随意契約となった。

透明性を確保するためには、広く公募した中で審査を経て、事業委託をすべきではないかというような意見はあったが、元々ノウハウを持っている地元の企業であるということや、第1回から積み上げてきているものがあるので「変えなければいけない」という風潮ではなかったと思う。

ウ 職員Dからの聞き取り

県内でも唯一マラソン大会の経験があるということで第1回から委託契約を結んでいると

いう話を聞いていた。プロポーザルの検討もしたが、「マラソンの業務をプロポーザルでやっても手を挙げるところがないのではないか」という話もあり、それ以上踏み込んだ議論というのはしてこなかったと思う。

(3) その他

2018年（平成30年）10月3日～2019年（平成31年）年3月22日に松本市監査委員は、「財政援助団体等監査（財政支援団体への監査）」として「松本マラソン実行委員会（所管課：スポーツ推進課）」を対象に監査を行っており、その監査結果等を「平成30年度財政援助団体等監査結果報告書」にまとめている。当該結果報告書の中で、受託企業の選任については、「公募や一般競争入札を取り入れる等、透明性かつ公平性をもったやり方を検討してください」との指摘がされているが、詳細については、「7. 平成30年度財政援助団体等監査結果について」において後述する。

3. 大会運営業務委託の変更契約について

松本マラソン大会運営業務委託契約について調査したところ、第2章第2の「4. 松本マラソンの年間の主な流れ」に記述した通り、第1回大会を含め確認できる全ての契約において、エントリー受付前に当初の契約を締結した後、大会実施後に決算額に合わせて変更契約が行われていた。業務委託契約書21条1項には、「契約金額の変更方法等」として「契約金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める」とあり、受託企業への聞き取りにおいても、当該規定に基づいて、協議の上で変更契約を締結していることを確認した。

この点に関し、当委員会が事務局職員及び受託企業から聞き取った内容は以下の通りである。

(1) 職員Aからの聞き取り

異動してきたときに、マラソンについては、イベントという性質上、どうしても準備期間が長いこともあり、ランナーの参加人数や当日の天候によって金額が変わってきてしまう部分があるため、変更契約を最後に結ぶという説明を受けた。

(2) 職員Cからの聞き取り

最初に予算を取って、業者に委託するときもこの金額でやってくださいというのが本来という中で、第1回から変更契約で精算する形で業務委託をしてきたことに関しては、自分自身も疑問を持っていた。参加者が減ったり増えたりするようなものを一定の予算だけで賄うという仕組みはそもそも厳しく、参加者が減ったからお金が払えなくなるという状況が生まれるということは、この予算の組み立て方が間違っているのではないかという認識を持っている。

(3) 職員Dからの聞き取り

マラソン大会は10月・11月に開催されているが、市の予算編成の都合上、その頃にはもう翌年度の予算を確保しなければならないため、タイミングが非常に良くない。大会が終わってその年の実績に基づいて予算を組んで要求するということができないため、翌年度の大会をどのように見直すかという細かい部分まで考慮して市の負担金の予算を確保することができない。

(4) 受託企業からの聞き取り

そもそも予算を作る際の難しさとして、市の予算取りは大会の前年10月頃に行われるため、次年度の大会計画が見えない段階で予算取りをしなければならないという問題がある。そうすると、前年の実績をもとに予算を組むしかなく、予算と実績の乖離が出るのは避けられない面

があったと思う。そのような日程的な問題が、変更契約が多い一つの要因であると思う。

なお、2022年（令和4年）から2024年（令和6年）までの大会に係る契約の締結状況を例示すると、以下の通りである。

契約日	件名	契約金額	備考
2022. 4. 1	2022 年（令和 4 年）松本マラソン大会運営業務委託	279, 943, 539 円	
2022. 12. 28		238, 079, 155 円	精算に伴う変更
2023. 4. 1	2023 年（令和 5 年）松本マラソン大会運営業務委託	257, 829, 621 円	
2023. 12. 28		210, 635, 145 円	精算に伴う変更
2024. 12. 24		226, 585, 145 円	決算額の修正に伴う変更
2024. 7. 5	2024 年（令和 6 年）松本マラソン大会運営業務委託	206, 450, 000 円	
2024. 12. 24		219, 671, 770 円	精算に伴う変更

4. 松本マラソン大会運営業務委託契約の決裁者及びガバナンスについて

（1）松本マラソン実行委員会の決裁権限者について

松本マラソン実行委員会は、決裁権限に関して以下の規程を有している。

○「松本マラソン実行委員会」会則

（専決処分）

第14条 実行委員長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

2 実行委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告しなければならない。

（事務局）

第16条 実行委員会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

○松本マラソン実行委員会事務局処務規程

（実行委員長決裁の原則）

第4条 事務の処理は、すべて実行委員長の決裁をうけなければならない。ただし、専決事項の定めのあるものについては事務局長及び事務局次長はそれぞれの事案を専決することができる。

（専決）

第5条 事務局長及び事務局次長の専決できる事項は、次の通りである。

（1）事務局長の専決事項

ア 1件300万円以上2,000万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関すること。

イ 財産の維持管理に関すること。

（以下省略）

（2）事務局次長の専決事項

ア 1件300万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関すること。

（以下省略）

(2) 松本マラソン大会運営業務委託契約の決裁者について

当委員会は、マラソン大会運営業務委託契約に係る起案用紙の提供を受け、その最終決裁者を確認した。

決裁日	件名	最終決裁者
2016. 5. 18	松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2017. 1. 12	第1回松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2017. 11. 30	第1回松本マラソン大会運営業務委託変更契約の締結について（伺い）	事務局長
2018. 2. 2	第2回松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2018. 12. 25	第2回松本マラソン大会運営業務委託変更契約の締結について（伺い）	事務局長
2019. 2. 1	第3回松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2019. 12. 16	第3回松本マラソン大会運営業務委託変更契約の締結について（伺い）	事務局長
2020. 1. 28	第4回松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	実行委員長
2020. 9. 24	第4回松本マラソン大会運営業務委託変更契約の締結について（伺い）	実行委員長
2022. 4. 1	2022年松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2022. 12. 28	2022年（令和4年）松本マラソン大会運営業務委託契約の変更について（伺い）	事務局長
2023. 4. 1	2023年松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2023. 12. 28	2023年（令和5年）松本マラソン大会運営業務委託契約の変更について（伺い）	事務局長
2024. 7. 5	2024年松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について（伺い）	事務局長
2024. 12. 24	2023年（令和5年）松本マラソン大会運営業務委託契約の変更について（伺い）	事務局長
2024. 12. 24	2024年（令和6年）松本マラソン大会運営業務委託契約の変更について（伺い）	事務局長

注）実行委員長が最終決裁者となっている 2020. 1. 28 及び 2020. 9. 24 の起案用紙以外の起案用紙は、実行委員長の決裁欄に斜線が引かれている。

この点に関し、当委員会は事務局職員に聞き取り調査を行い、以下の内容を把握した。

ア 職員Bからの聞き取り

当時の商工会議所会頭が実行委員長の時に、重要案件について松本マラソン実行委員会の決裁を受けに行ったことは数回あるが、それ以外について実行委員長に受けたことはない。実行委員長が商工会議所会頭から市長に移った後、決裁をもらいに行ったことはない。これについては、理由はわからないが意図的なものではなく、単純にミスだと考えている。

また、実行委員長印の管理は、事務局内で行い、押印も事務局に常駐する上長職員が行っていた。実行委員長印の管理について規定する印章管理規程などはなかった。

イ 職員Cからの聞き取り

書類の決裁については、単純なものは事務局次長が行い、重要なものは事務局長まで上げていた。実行委員長の決裁をもらうべきだったと思う。また、実行委員長の決裁欄に斜線が入っていることについてははっきりと自分で引いたということはないと思うし、元から入っているのかは分からない。

ウ 職員Dからの聞き取り

業務委託契約書などへの押印は、全て事務局で押印しており、事務局に常駐する上長職員が行っていた。実行委員長の決裁をもらわなかった理由は、手落ちというか事務局長までの決裁でいいという勘違いだったと思う。また、歴代どうやって決裁を受けていたのか確認していなかった。

エ 事務局長からの聞き取り

業務委託契約書の起案用紙に押印しているが、その起案用紙の実行委員長の欄はすでに斜線が引かれており、実行委員長の押印が必要だということに気が付かなかった。

実行委員会の決裁権限者については、事務局長の専決事項として松本マラソン実行委員会事務局処務規程に規定されているもの以外は、実行委員長とされている。これについて、2023大会、2024大会の当初契約書及び変更契約書は、すべて実行委員長の決裁が必要な金額であったが、当委員会が確認した全ての起案用紙の実行委員長押印欄及び副実行委員長押印欄に斜線が引かれていた。これについては、平成30年度財政援助団体等監査においても指摘されて数年の間は改善されたものの、2022年（令和4年）2月5日以降、実行委員長（当時の実行委員長は松本商工会議所会頭）に決裁を仰いだことはないことが聞き取り調査の結果明らかになった。

契約書等に使用する実行委員長の印は、会頭印や市長印ではなく、実行委員長印であり、その実行委員長印は、実行委員会内で管理していたため、実質的に実行委員長が契約書の押印を行っていることはない。

また、印章管理規程などの規程もないということである。

(3) 松本マラソン実行委員会のガバナンスについて

松本市は、負担金を松本マラソン実行委員会に拠出している。このような財政援助団体を松本市が管理するための規程は、「松本市補助金交付規則」が該当すると思われる。

○松本市補助金交付規則

(前略)

(用語の定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金（市に相当の反対給付のないものをいう。）
- (3) 利子補給金
- (4) その他相当の反対給付をうけない給付金（後略）
（交付申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号の事項を記載した補助金等交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。（後略）
（補助金等の交付の決定）

第4条 （後略）

- （中略）
（補助事業等の遂行）

第9条 補助事業者等は補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他市長の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。
（状況報告）

第10条 市長は補助事業者等に対し必要に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告させることがある。
（補助事業等の遂行の指示）

第11条 市長は補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定内容及びこれにつけた条件に従って遂行されていないと認めたときはその者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し当該補助事業等の一時停止を求めることができる。
（実績報告）

第12条 補助事業者等は補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。
（補助金等の額の決定）

第13条 （後略）
（是正のための措置）

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを求めることができる。
（決定の取消）

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第19条の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財

産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

- (4) 前各号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- 2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(以下省略)

5. 本件事案の意思決定過程について

本件事案の主な経過については、2025年（令和7年）4月23日に開催された市議会経済文教委員協議会及び同年5月2日に開催された市議会議員協議会の資料に報告されている通りであることを、当委員会としても確認し、第2章第1の「3. 問題の発生から発覚まで」にまとめた。当委員会は、これら経過のうち、本件事案の意思決定過程について、2023大会運営業務委託費の決算見込み額が受託企業から提示された2023年（令和5年）12月14日から2023大会運営業務委託の変更契約が締結された2024年（令和6年）1月30日までの間に行われた事項に焦点を絞り、事務局職員から聞き取りを行った。

(1) 事務局内での協議

ア 職員Aからの聞き取り

大会後の会議の中で、市の職員側から受託企業に、次の年に支払うような形にして減額をして委託料を出してくれないかという話をした。受託企業からは、きちんと支払われるのであれば、というような話だったと思うが、黒字で決算を出す、赤字を隠して決算を出すというところまではこちらから話していない。翌年の支払いになるということと、普通に決算をすれば赤字になるということまでは受託企業も知っていたと思う。事務局長には翌年1月上旬に、話が固まった後に事後報告のような形で伝えたとする。自分の認識では、上長職員が事務局長に話すものだと思っていて、直接報告をするという考えはなかった。事務局長からは、そういう協議が整ったということは分かったということで、そのまま変更契約の話が進んでいった。

イ 職員Bからの聞き取り

12月の時点では、2023大会の赤字について当然担当だけの話で済むような問題ではないので、事務局に常駐する上長職員と相談しながら受託企業と協議していた。事務局長は受託企業との交渉の場にはいなかった。受託企業には、非常に参加者が低迷している中で、何とか業務委託料の中で調整ができないかと相談した。受託企業からは1,595万円の負担は事務局で考えてほしいという回答があり、上長職員にも相談したが、当座の中で支払うお金はないので、次の年に回さざるを得ないというような話になったと思う。ただし、次の年のことなので、具体的にどうするところまでは話が進んでいなかったと思う。

ウ 職員Cからの聞き取り

1,595万円については、最終的には翌年度の負担金を充当して、決算を打つという形を考えた。松本マラソンの決算は1月から12月であり、4月になれば市から2024年度

の負担金が入るという状況だったので、受託企業に待ってもらって2024年の負担金で穴埋めをした。2024大会運営業務委託契約の中に1,595万円が含まれることになるが、ランナーのエントリー数を何とか増やして穴埋めをすればと考えていた。それ以外の方法として、赤字決算として公表すること、銀行などから一時借入をして支払うことを個人的に考えたことはある。2024大会の予算が決定した後だったので、1,595万円を市の補正予算に計上することは難しいと思っていた。補正予算で2023大会の赤字が表に出ると、ランナーの参加者が減っている中で、かなりイメージが下がるということを考えていた。公にできないということは事務局長を含めた上長職員の中で話をした。

エ 職員Dからの聞き取り

最初は、事務局に常駐する職員と受託企業の担当者との間で協議を続けていたが、年末になって事務局長まで含めて話をすることになった。しかし、事務局長は体調不良で年末の話し合いに出席できなかったため、1月になってから正式に報告した。全体で3,990万円の赤字になるということは年内に話していたが、1,595万円を市で負担し、4月以降に支払うという事務局内の合意をした時には事務局長はいなかった。事務局長に報告したときには、1,595万円は他にやり方がないということで起案用紙を回した。事務局長からはこれで本当に2024大会は大丈夫かという話があった。

負担金の前倒し支出という方法は事務局に常駐する上長職員から提案があった。

オ 事務局長からの聞き取り

事務局職員と受託企業とで、最終的に赤字になって協議をして、方針を決めたというのが12月末。自分はその時に体調不良で休んでいたため、その方針についての報告を受けたのは1月になってからだった。それ以前は、参加者が少ないので収入が減るという想像はしていたが、経費がどのくらいかかっているかは受託企業からしっかりした数字が出ていなかったこともあり、詳細は承知していなかった。報告を受けてからは、実行委員会の総会が3月に行われる予定だったこともあり、事務局の方で粛々と進めていた。

(2) 実行委員長（市長）への報告

ア 職員Cからの聞き取り

赤字について公表すると、ランナーに「イメージが下がる」という伝わり方をするのが嫌だった。市の内部の市長などにも知られたくなかったという思いが正直あった。

イ 職員Dからの聞き取り

2023大会が赤字になったこと、赤字額のうち1,595万円を4月以降に支払うようになったということについて、本来は市長に相談しなければいけなかったが、事務局長に報告した時点で、もうそれで行くという頭しかなく、市長に報告しなければいけないというところまで頭が働いていなかった。個人的には、大会の赤字が世間に公表されたら継続できないという感覚をずっと持っていたので、そういうものが引っかかって、市長に報告という感覚になっていなかった。市長に報告しても中止になるとは限らないが、できれば事務局だけで話をとどめておきたかった。マラソンについては、スポーツ事業推進課のマラソンを担当していない職員もチラシ配りなどみんなで手伝って応援してくれていたのも、何とか良くしたいという気持ちだった。

ウ 事務局長からの聞き取り

2023大会の赤字については、次の大会で経費の見直しを行い、参加者が集まれば何と

か補填できるのではないかとっており、市長に報告せずに話を進めてしまった。市長が実行委員長になっていて話はしやすかったが、2024大会の収入予算の中で完結できれば、という考えもあり、市長には報告しなかった。

6. 2024大会運営業務委託について

(1) 2024大会運営業務委託の当初契約

2024大会運営業務委託契約は、2024年度（令和6年度）の委託費予算に合わせ、2億645万円で締結されている。2024年度の委託費予算は、前年度の当初予算額と比較して、5,204万円の減額となっているが、これは、参加エントリー数の伸び悩みを踏まえてマラソンの部の参加定員を3,000人減らしたことに伴う参加料収入予算の減（3,600万円）、参加定員の減少に合わせた市の負担金の減（2,351万円）を踏まえたものである。

この点における事務局職員及び受託企業からの聞き取りの結果は以下の通りである。

ア 職員Aからの聞き取り

2024年に関しては、当初の契約金額が小さすぎたというのが正直なところ。全員かどうかは分からないが、おそらくこの金額で契約しても、普通にやったらその金額を超えてしまうので、何とか経費を抑えなければならないという共通認識はあったと思う。

イ 受託企業からの聞き取り

2024大会の予算を作った時には、参加定員を減らす方針もある上、市の負担金も減額になるということで、委託費全体の予算も少なくなるという話があった。前年と同じ内容の大会はできないということで、こちらの方から内容の見直しを提案したが、それでも受け入れてもらえないものもあって数字が追いつかず、最終的には予算を作るに当たって市と話をし、削減の合意ができなかった残りの項目について一律数パーセント削減して、最後は数字合わせのような予算作りの仕方をしていった。そのため予算そのものが、根拠のない削減をしまっているということがあった。

(2) 2024大会運営業務委託契約書における前払金の記載

2024大会運営業務委託契約の契約書に添付されている仕様書には、「6 その他」として「(2) 松本マラソン実行委員会は、運営業務委託料前払金として金15,950,000円を支払う。支払いの時期については、受注者と協議のうえ決定すること」との記載があるが、2023大会の収支を正しいものし、1,595万円を2023大会の費用に修正することが決まってから、2024年（令和6年）12月25日付の変更契約書において、「仕様書6項第2号は削除とする」とされている。

この点における事務局職員からの聞き取りの結果は以下の通りである。

ア 職員Aからの聞き取り

受託企業には、業務委託契約の中で「前払金」という文言を載せて払うというところまでは話しているが、その財源がどこから出るというような話は特にしていない。受託企業も2024大会の委託契約は2億645万円で締結したが、1,595万円は別枠となるため、委託料の実態としては、その部分は減らした形となることは認識していたと思う。前払いの意図は伝わっていたと思っているが、受託企業は2024大会にかかった経費とは別枠で1,595万円が支払われると思っていたのかもしれない。そのすり合わせは上長職員がしてくれるものと考えていた。

1, 595万円は、業務委託料の前払金として先に支出したが、結局赤字になってしまっ
てその分の収入が確保できず、当初の考え方とは整合が取れなくなってしまったので、
2023大会運営業務委託契約の修正に合わせ、2024大会運営業務委託契約の中から前
払金に関する文言を削除するように変更した。

イ 職員Cからの聞き取り

2024大会運営業務委託費の2億645万円には、2023大会の市負担分である
1, 595万円の前払金の支出が入っているため、2億645万円から1, 595万円を引
いた約1億9,000万円で2024大会の事業をやらなければいけないという認識だった。
その分はランナーのエントリーを何とか増やして穴埋めをすればと考えていた。委託契約は
歳入の決まった中でやらなければいけないので、その金額に収めるためにかなりの経費削減
が必要だということは受託企業とも話しており、約1億9,000万円で事業をやらなけ
ればいけないということは受託企業も理解していたと思う。なお、委託費明細書については
2億645万円のものしかなく、1億9,000万円で事業を行うというような明細書はな
かった。

受託企業には、1, 595万円は4月以降に負担金が入った段階で支払う旨を話しており、
他に財源がないので、翌年度の委託料の中で支払うことは理解していたと思う。

ウ 事務局長からの聞き取り

受託企業に直接確認したわけではないが、我々としては2億645万円のところから
1, 595万円を支払うので、受託企業としては残りの金額（約1億9,000万円）でや
らざるを得ないという認識だったと思う。

一方、当委員会が、受託企業に、契約書における前払金の記載に関する認識を質問したとこ
ろ、「契約を締結した7月時点では、既に業務が始まっていたこともあり、契約書は市で作成し
ているため、市のやっていることに間違いはないと思い、そのような記載がされていることに
特に意識が向いていなかった」「市の側からも通常の契約書とは違う項目が追加で入っている
という説明はなく、チェックしていなかった」「決算書や請求書の記載についても、当然市の庁
内できちんとしかるべきところで合意されて承認されていると認識していたので、請求名目につ
いても、手続上そうしないと行政なのでお金が動かせないと思い、市からの指示に従っただ
けである」「1, 595万円は市が何らかの方法、手段で手当てをするものと考えており、20
24大会の収入の中から1, 595万円が支払われたという事実を知ったのは、2024大会
が終了した後である」との回答があった。

7. 平成30年度財政援助団体等監査結果について

(1) 松本市監査委員による監査の結果について

地方自治法199条7項の規定により、監査委員は当該普通地方公共団体が補助金、交付金、
負担金、貸付金、損失補填、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他事務
の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるとされている。当該条文に基づき
松本市監査委員は、平成30年度に財政援助団体等監査を行っている。監査の概要及び結果に
ついて、以下にその抜粋を示す。

- 3 監査対象団体
松本マラソン実行委員会（所管課：スポーツ推進課）
- 4 監査の範囲
平成28年度及び平成29年度並びに平成30年度監査時点の事業に係る、出納その他の事務の執行
- 5 監査の期間
平成30年10月3日から平成31年3月22日まで
(中略)
- 8 監査の結果
(2) 改善事項
ア 団体関係
(ア) 事務局処務規程第4条（当時。現在の第5条）で、事務局長及び事務局次長の専決事項が定められていますが、運用に多くのずれが生じていました。規程に基づき適正に処理してください。
(中略)
(3) 意見・要望事項
ア 団体関係
(ア) 実行委員会は、マラソン大会業務（総事業費2億6千万円）のほとんどを民間業者一社に委託しています（委託料2億2千万円）。委託料は委託業者から提出される委託業務完了報告書に基づき支払っていますが、業務内容の把握や金額の算出根拠など十分な検証が行われていません。（中略）また、委託業者を特命随意契約で決定していますが、公募や一般競争入札を取り入れる等、透明性かつ公平性をもったやり方を検討してください。
(中略)
イ 所管課関係
(イ) 大会運営収支決算が赤字となった場合の対応について、実行委員会との間で負担割合等の取り決めを定めてください。赤字分が全て市の負担とならないように、公平な対応を検討してください。

上記平成30年度財政援助団体等監査の結果を受けて、松本市議会令和元年6月定例会において松本市議会議員より「公募や一般競争入札を取り入れるなど、透明性かつ公平性を持ったやり方をもとめる。」「大会運営収支決算において赤字となった場合の対応について実行委員会との間で負担割合などの取り決めを定めるべき。」といった意見が出されている。

この点に関し、当委員会は、平成30年度財政援助団体等監査を実行した元松本市監査委員1名から聞き取り調査を行った。以下は、当該元監査委員から聞き取り調査を行った内容である。

ア 改善事項「ア 団体関係」について

事務局処務規程で本来事務局長や事務局次長の専決事項とされていることも下位者が決裁していることが散見された。理由を確認すると病気か何かで本来決裁する人が長期的に休んでしまったというようなことを言っていたが、それでもやはり問題であると判断していた。

イ 意見・要望事項「ア 団体関係（ア）」について

松本市から1億円以上の公金が使われているが、契約企業についての決定過程が見えなかった。随意契約である点について、設立総会からその後の書類も含めてその理由及び承認

過程を確認できなかった。また、平成30年度財政援助団体等監査においては、受託企業の担当にも話を聞いているが、その中でなぜ随意契約なのかを確認したところ最初の設立総会からそのような雰囲気であり、設立総会で決まっているという回答しかなかった。また、松本市の職員もこれに同調した雰囲気を形成していた。これについては、受託企業がいけないのではなく、公金を使っている松本マラソン実行委員会として企業の選定方法について透明性を持って選定すべきだった。

ウ 意見・要望事項「イ 所管課関係（イ）」について

松本マラソン実行委員会において赤字になった際の取り決めがなかった。その当時は黒字ではあったが、赤字になったときの取り決めがない場合、松本市が全額負担する可能性があるためその取り決めに指摘した。この点においては、松本市と受託企業は共催の立場であるため、仮に赤字になったら対等にその赤字を分けるべきと指摘していた。

エ 平成30年度財政援助団体等監査全体について

最終的に報告書を提出しているが、指摘及び意見・要望した事項に対してそれをやるかやらないかは市次第であり、対応してもらったものと曖昧になってしまったものがある。市議会議員が平成30年度財政援助団体等監査の結果を受けて質問していることは承知している。

(2) 監査等改善事項に対する対応について

上記「平成30年度財政援助団体等監査結果報告書」を受けた後、松本市は、2019年（令和元年）5月24日松本市長名で「平成30年度定期監査等改善事項に対する処理方針について（通知）」を発出している。

以下に「平成30年度定期監査等改善事項に対する処理方針について（通知）」を抜粋する。

区分	改善事項
改善事項の内容 (松本マラソン実行委員会)	1 事務局処務規程第4条で、事務局長及び事務局次長の専決事項が定められていますが、運用に多くのずれが生じていました。規程に基づき適正に処理してください。
問題の要旨	処理の経過、結果又は方針
事務局長及び事務局次長の専決事項が規定に基づき適正に処理されていない。	1 処理の経過 (1) 監査委員の指摘を受け、改めて専決区分に基づく点検、修正を行いました。 (2) 適正な事務処理に向け、事務局内で、事務局処務規程等の内容について確認、共有を図りました。 2 今後の処理方針 引き続き、会計職員である事務局次長を中心に、事務局全体で適正な事務処理に努めます。

上記通知を市が発出したのは、2019年（令和元年）5月24日であるが、前述の通り、マラソン大会運営業務委託契約の決裁を実行委員長から受けていた最後は、2020年（令和2年）9月24日である。当委員会は、その日以後の起案用紙の提供を受け、決裁状況を確認した。

決裁日	件名	最終決裁者
2020. 9. 24	第4回松本マラソン大会運営業務委託変更契約の締結について（伺い）	実行委員長
2020. 9. 24	松本マラソン負担金の請求について（伺い）	実行委員長
2021. 2. 12	松本マラソン実行委員会2020年事業報告等の書面審議の結果について（報告）	実行委員長
2021. 3. 11	「松本マラソン2022協賛セールスシート」への寄稿文の掲載について（伺い）	事務局長
2021. 4. 1	松本マラソン負担金の請求について（伺い）	実行委員長
2021. 4. 8	松本マラソン2021開催に伴う交通規制の事前周知（第1回沿道ローラー）について（伺い）	事務局長
2021. 4. 15	運営ボランティアスタッフの公募について（伺）	事務局次長
2021. 4. 21	松本マラソン2021ボランティア募集要項の送付について（伺い）	事務局次長
2021. 5. 10	大会運営の協力依頼について（伺）	事務局次長
2021. 6. 3	松本マラソン2021ゲストランナーについて（伺い）	事務局長
2021. 6. 22	花によるフィニッシュ会場のおもてなしについて（伺い）	事務局次長
2021. 7. 1	松本マラソン2021新型コロナウイルスにおける感染防止対策について	事務局長
2021. 7. 19	松本2021開催に伴う交通規制の事前周知（第2回沿道ローラー）について（伺い）	事務局次長
2021. 7. 29	ボランティアスタッフ事前説明会の開催について（伺）	事務局次長
2021. 7. 29	松本マラソン2021新型コロナウイルス感染対策室の設置について	事務局長
2021. 8. 4	長野県信州スカイパーク公園使用に伴う占用許可申請について	事務局次長
2021. 8. 5	松本マラソン2021大会開催に伴う松本駅構内設置物許可申請について（伺い）	事務局次長
2021. 8. 5	新型コロナウイルス感染症対策室第1回会議の開催について	事務局次長
2021. 8. 26	松本マラソン2021中止案内ハガキの送付について（伺い）	事務局次長
2021. 9. 8	松本2021のエントリー料の請求について（伺い）	事務局次長
2021. 12. 9	松本マラソン2021運営に係る負担金、及び協賛金の請求について（伺い）	事務局次長
2021. 12. 9	松本マラソン2021公式報告書について（報告）	事務局長
2021. 12. 15	松本マラソン2021運営に係る負担金の請求について（伺い）	事務局次長

2022. 1. 18	2021 松本マラソン実行委員会の会計監査について (伺い)	事務局長
2022. 2. 4	松本マラソン2021 事業報告等の書面審議について (伺い)	実行委員長
2022. 2. 25	松本マラソン2022 大会横断幕の設置申請について (伺い)	事務局次長
2022. 3. 29	松本マラソン負担金の請求について (伺い)	事務局次長
2022. 3. 30	「松本マラソン2022」の後援依頼について (伺い)	事務局次長
2022. 4. 1	2022 年松本マラソン大会運営業務委託契約の締結 について (伺い)	事務局長

注) 2022. 4. 1 決裁の「2022 年松本マラソン大会運営業務委託契約の締結について (伺い)」は、2 億 7, 900 万円超の契約であり、事務局長の専決事項である 2, 000 万円未満を超えている。本来は、実行委員長の決裁が必要であるが、その決裁がされずに事務局長の決裁で終わっている。以後の起案用紙において、実行委員長の決裁は確認できなかった。

また、松本マラソン実行委員会事務局は、平成30年度財政援助団体等監査の結果及び松本市議会議員の一般質問を受けて、松本マラソン大会運営等業務に係る委託方法の見直しの検討を行っている。

この際、当時の担当職員はその当時の随意契約を以下のように分析している。

ア 随意契約理由

- ・県内の主要マラソン大会の運営ノウハウを持ち、松本マラソン設立時から共催者として事業に携わっているため

イ 課題

- ・委託費については、内容を含め第1回大会から精査なく現在に至っている。
- ・委託費の算定について適正金額かどうかの判断が難しく、透明性に欠ける部分がある。
- ・成果物や備品の所管（著作権等）が整理されていない。

ウ 見直し案

- ・実施を検討する方式：公募型プロポーザル方式（発注者：松本マラソン実行委員会）

エ 選定理由

- ・魅力ある大会へ進化させるため、価格競争だけでなく、企画力・運営力の高い提案を募集する必要があること。
- ・松本市としてプロポーザル方式による発注を推進していること。

オ プロポーザル実施に伴う課題

- ・共催者（事務局）が競争に参加した場合の公平性をどのように担保するか。
- ・市予算（負担金）の取り扱いや業審付託（要否）の考え方など、財政部との調整
- ・委託内容の整理（例：総合プロデュースのみ委託で制作物等の経費は事務局で支払う等）
- ・通常、提案金額は上限額のための記載のため、積算根拠をどこまで細かく審査できるのか。

第2 認定事実

1. 判断の根拠とすべき会計基準等と本件不正な会計処理とされている会計事象について

(1) 判断の根拠とすべき会計基準等について

松本マラソン実行委員会はいわゆる任意団体であるため、その会計について法律、会計基準等が定められているわけではない。また、公益法人でもないため公益法人会計基準の適用が求められているわけでもない。第3章第1の「1. 松本マラソン実行委員会の会計処理規程について」に記述した通り、松本マラソン実行委員会は会計処理についていくつかの規程を有しているのみであり、その会計基準等が詳細に規定されていない。

松本市から補助金等を交付される団体には、松本市補助金交付規則が適用されるが、これは主に補助事業者等がどのようにその補助を申請するか等に主眼が置かれたものであり、財政援助団体である松本マラソン実行委員会がその会計について参考とすべき規程にはなっていない。本件不正な会計処理として取り上げられている事案は、債務の計上に関するものであり、以下の規程がその判断の根拠となる。

○松本マラソン実行委員会の会計処理について

(前略)

(2) 支出

12月までに支払期限が到来するもの

会計上、支出という文言は通常はキャッシュアウトを意味し、いわゆる費用とは明確に異なる認識を行うのが通例である。但し、「松本マラソン実行委員会の会計処理について」を確認すると、「12月までに支払期限が到来するもの」を支出としており、ここでは12月までに支払期限の来たものについては、会計上の費用と同様に実際のキャッシュアウトがないものも含めて支出としていると判断できる。そこで当委員会は、ここにいう支出は12月までに支払った（キャッシュアウトした）ものに、12月までに支払う義務が発生したものも含めて解釈することとした。

(2) 会計事象について

不正な会計処理とされている会計事象を検証するため、そもそも2023大会に係る運営業務委託費がいくらだったのかを検討した。

・2023大会契約の推移

2023年（令和5年）4月1日 契約金額257,829,621円（当初契約）

2023年（令和5年）12月28日 契約金額210,635,145円（変更契約）

2024年（令和6年）12月25日 契約金額226,585,145円（変更契約）

松本マラソンにおける運営業務委託は、当年度の4月を目途に一旦受託企業と松本マラソン実行委員会で業務委託契約を締結する。この段階では、参加人数やそれに伴う業務委託費金額は確定しておらず、受託企業作成の明細書をもとに策定された業務委託契約を締結し、大会後に変更契約を締結して最終の支払額を確定させている。

2023大会については、参加者の人数が確定する前である2023年（令和5年）4月1日に契約した当初契約は257,829,621円だった。人数が確定した同年10月13日の打合せによると、大会業務委託費が約2億5,400万円になるとの報告が受託企業から実行委員会になされている。大会後の2023年（令和5年）12月15日に行われた打合せに

よると、最終的にこの業務委託費が250,535,145円となったとの報告を受けて、実行委員会から受託企業に業務委託費の見直し（値引き）の依頼がなされている。この業務委託費の見直しを受けて受託企業は、2,395万円の値引きを了承している。それを以下の表にまとめた。

受託企業業務委託費総額	受託企業値引額	本来の実行委員会負担額
250,535,145円	23,950,000円	226,585,145円

「松本マラソン実行委員会の会計処理について」の「2 総会資料（2）支出」に規定される「12月までに支払期限が到来するもの」に当てはめると、本来支払うべき金額は226,585,145円だったが、松本マラソン実行委員会と受託企業の打合せにより2023年（令和5年）12月28日締結の変更契約は210,635,145円で行われていることを確認した。

2. 業務委託契約書の金額変更について

本件事案の対象となる2023大会運営業務委託に関して、各種資料の調査、職員からの聞き取りの結果、当委員会が認定した事実は以下の通りである。

- (1) 受託企業から2023年（令和5年）12月14日に2023大会の業務委託費の決算見込額が250,535,145円になると提示されたが、総収入は237,622,218円であったため、事務局側において委託費の変更（値引き）を依頼した。翌15日に事業収支差額に相当する3,990万円のうち、2,395万円を受託企業側が値引きし、残額を実行委員会側が負担する提案がなされた。すなわち委託料を226,585,145円に減額するという内容で、これ以上の値引きはできないとのことであった。検討の結果、事務局側はこれに応ずることにしたが、実行委員会負担分の支払は2024年（令和6年）4月以降とすることを受託企業に依頼し、了承された。

事務局側は、変更契約後の金額を決算上の金額となる210,635,145円とし、その委託明細書を作成するよう依頼した。それに対し、受託企業側から、210,635,145円の委託明細書は事務局側で調整してほしいとの要請があり、また、1,595万円は210,635,145円とは別の請求書を発行するが、その請求名目は2023大会委託費追加分でよいかとの問合せがあり、事務局側は2023大会委託費の追加分でなく2024大会の前払いとするように要望し、了承を得ている。

それらのやりとりを踏まえ、2024年（令和6年）1月30日に、変更契約の日付を会計年度満了日の2023年（令和5年）12月28日付とする変更委託契約書が作成された。

- (2) 2024松本マラソン実行委員会第1回総会（2024年（令和6年）3月25日開催）における2023大会の会計報告では、減額された上記業務委託料として210,635,145円を計上し、2023大会は746,766円の黒字決算として承認された。

なお、当該総会においては、事務局負担の1,595万円に関する報告はなく、従って1,595万円は宙に浮いた状態で決算の承認を受けている。

3. 業務委託費の繰り延べについて

2024大会に関しては経費の削減が協議されたが、最終的な合意に至らず、事務局職員は委託料を206,450,000円とし、すでに削減の合意ができた項目以外は一律14%減とし

てこの金額に収まるように委託明細の見積書を作成するよう受託企業に依頼した。第1回総会では当該見積書をもとに委託料を206,450,000円とする予算が承認された。事務局側では、2023大会の赤字補填である事務局負担分の1,595万円は、2024大会の前払いとして支払う方針であったが、第1回総会で承認された上記2024大会の予算には1,595万円の支出はどこにも入っていない。

2024年（令和6年）7月5日に委託契約は締結されたが、契約書に添付された委託明細書は委託料の全額を2024大会の事業に使用するものとして作成されたものであり、1,595万円の支出については委託明細書に記載されていない。一方、2024大会運営業務委託契約書に添付された仕様書の末尾には、2024大会の委託料前払いとして1,595万円を支払う旨の記載があり、この記載からは2023大会の事務局負担分1,595万円は上記契約書上の委託料から支払うものと読めるが、委託料を全額2024大会の事業に使用するという内容の委託明細書とは整合がとれていない。

この仕様書の記載について、2024年（令和6年）1月19日に事務局からはこのような対応を検討中という内容のメールを受託企業に送っていることから、受託企業側も1,595万円の扱いについては関心をもってしかるべきところであるが、当委員会の聞き取りに対し、受託企業は契約書の詳細を「市がやっていることなので間違いはないと思い、特に意識が向いていなかった」と述べている。

委託料の前払金の支払いは、2024年（令和6年）7月30日に実行された。前払金の支払いに関する事務局職員作成の起案書には、「事務局運営費、運営本部費及びエントリー関係費における人件費・宿泊費の50%を前払金として支払う」「3,199万の50%=1,595万円」と記載され、委託明細書の該当部分にマーカーが引かれ、2億645万円の中から支払う形となっている。206,450,000円から1,595万円を控除すれば、残金は190,500,000円であるが、当委員会の聞き取りで確認したところ、事務局職員は募集人員を増やしてその収入から1,595万円を含めた費用を賄おうとしたと説明している。しかし、実際には2024大会の参加者は募集定員に達せず、費用を賄うような収入を得ることはできなかった。

2024年（令和6年）12月に至って、2024大会について受託企業からは、事業の実績として244,671,770円という金額が示されたところ、そこから2,500万円が値引きされ、変更後の契約額は219,671,770円とされた（業務委託契約書では、「(当初の委託契約書添付の)仕様書6項2号は削除」とされた)。他方、2024大会の変更契約と同日、2023大会の委託料については、上記変更後の210,635,145円に新たに発生した費用である1,595万円を加え、226,585,145円に変更された。ここに至って事業実績に基づく委託料と支払いの全容が明らかになったものである。なお、この変更は2025年松本マラソン実行委員会第1回総会において承認された。

4. 不正な会計処理の手法について

上記の通り、2023大会で実行委員会が本来負担すべき金額は、226,585,145円であったが、それでもなお1,595万円の赤字が残るため、実行委員会事務局の市職員は、更なる減額を依頼し、210,635,145円に変更契約を締結するとともに、1,595万円を4月以降に請求するよう依頼している。

1, 595万円の取り扱いについて、受託企業は、当初、請求の名目を「松本マラソン2023運営業務委託費追加分」でよいかと事務局職員に確認したが、実行委員会事務局の市職員は、210,635,145円の請求書と別に1,595万円を「2024業務委託手付金」や「2024業務委託前払金」として請求するよう受託企業に提案するメールを送信した。このメールに対して受託企業は、提案通りでも「いかに」でも市の指示に従うという趣旨のメールを送っており、その後、受託企業は1,595万円の請求書を「松本マラソン2024運営業務委託料前払金」として発行しているという事実を当委員会として確認した。

1,595万円の請求名目である「松本マラソン2024運営業務委託料前払金」が、2024年（令和6年）7月5日に実行委員会と受託企業とで締結した2024年松本マラソン運営業務委託契約でどのように位置づけられているのかを確認したところ、契約書添付の「2024年松本マラソン運営業務委託仕様書」には、1,595万円を2024大会運営業務委託料前払金として支払うことが記載されており、当該契約書には松本マラソン実行委員会実行委員長の押印とともに、受託企業の代表取締役社長の押印があった。

以上の調査の結果を踏まえ、当委員会は、本来2023大会の費用である1,595万円を減額して2023大会の変更契約を締結したこと、当該1,595万円の請求名目を2024大会の前払金としたこと、1,595万円を2024大会運営業務委託料の前払金として支払うよう記載した2024大会運営業務委託契約を締結したこと、以上3点は事実であり、これらにより監査でも容易に発見することのできない不正な会計処理が行われたと認定した。

なお、当委員会の聞き取りに対し、受託企業は「2024年大会前払金」という名目にしてほしいと松本市から指示されたのでそれに従っただけであり、手続き上、そういう名目でないと、行政としてお金を動かせないのではないかという認識だった」「契約書は市が作成しているため、市のやっていることに間違いはないと思い、そのような記載がされていることに特に意識が向いていなかった」と説明している。

5. 市長の関与について

（1）市長による契約書等への押印について

本件事案に実行委員長である市長が関与したか否かを検証するための重要な文書のひとつに当該変更契約のための「業務委託変更契約書」がある。当該変更契約書には、「発注者」欄があり、そこには松本マラソン実行委員会実行委員長である市長の氏名が印字され、その横に「松本マラソン実行委員会実行委員長之印」が押印されている。この印章は実際に市長が押印しているのかについて、当委員会が事務局職員に聞き取りを行ったところ、当該印章は事務局に常駐する事務局次長によって管理されており、市長が直接手にすることはないことを複数の職員から確認した。とすると、市長自らが当該変更契約書の内容を確認し、押印したと判断することは難しい。

また、当該変更契約の締結について何う起案用紙も本件事案に実行委員長である市長が関与したか否かを検証するための重要な文書である。当該変更契約の締結について何う起案用紙（2023.12.28起案）には、内容を承認したことを示す「実行委員長」の押印欄があるが、その欄には斜線が引かれ、実行委員長である市長の押印はない。このような「斜線」は他の起案用紙にもあり、誰が「斜線」を引いたのかについては、当委員会が行った事務局職員に対する聞き取り調査では判明しなかったが、市長が松本マラソン実行委員会の決裁者として、起案用紙

の内容を確認した上で、自分で全ての「斜線」を引いているとは考えられないことから、当委員会は、市長が決裁者として直接本件事案に係る契約書や起案用紙に関与したことはなかったと認定した。

(2) 市長への財務報告の機会について

当委員会は本件事案について実行委員長である市長が知り得る機会、上記の機会の他にもあるのではないかと考え、職員に対する聞き取り調査において市長への財務報告の機会や日常における市長とのカジュアルな会話の機会について質問した。市長と直接打合せをする機会を有する職員C、職員D及び事務局長は、共通して赤字について市長に知られなかったという趣旨の回答をしている。また、事務局長は、実行委員長である市長との関係性が良好であったけれども、大会エントリー数の減少が大会開催の可否に与える影響を危惧し、2024大会で赤字を補填できれば、という考えから市長には報告しなかったという趣旨の回答をしている。職員Aや職員Bは、2023大会の赤字について、上長職員が市長に報告するものだと思っていたという趣旨の発言をしており、また、担当職員は上長職員のように市長と直接接する機会がそう多くないと考えられることから、上長職員が報告しない限り、市長が本件事案を知り得る機会はなかったものと思われる。

以上のことから、当委員会は、実行委員長である市長は契約書や起案用紙に結果として関与しておらず、また実行委員会事務局職員が本件事案に係る財務報告をしていなかったため、当該不正な会計処理について関与していなかったと認定した。

6. 実行委員会のガバナンスについて

(1) 実行委員会の決裁過程について

松本マラソン実行委員会の決裁権限は、以下の通りである。

○松本マラソン実行委員会事務局処務規程

(実行委員長決裁の原則)

第4条 事務の処理は、すべて実行委員長の決裁をうけなければならない。ただし、専決事項の定めのあるものについては事務局長及び事務局次長はそれぞれの事案を専決することができる。

(専決)

第5条 事務局長及び事務局次長の専決できる事項は、次の通りである。

(1) 事務局長の専決事項

- ア 1件300万円以上2,000万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関すること。
- イ 財産の維持管理に関すること。

(以下省略)

(2) 事務局次長の専決事項

- ア 1件300万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関すること。

松本マラソン実行委員会は、その判断について全て実行委員長の決裁を受ける必要があることが規定されている。但し、一定の範囲内でその権限を事務局長及び、事務局次長に委譲しているが、2,000万円以上の決裁は全て実行委員長が行う必要がある。この点において平成30年度財政援助団体等監査の結果を受けた後の2021年（令和3年）から2022年（令和4年）の一部においては前実行委員長の決裁を受けていることが確認できたが、それ以外に

については、本来受けるべき実行委員長の決裁を受けていないことが判明した。聞き取り調査において、なぜ、実行委員長の決裁を受けていないかについて、事務局職員に質問を行ったが、聞き取りを行った職員全員が特に意図はなく単なるミスという発言をしており、松本マラソン実行委員会事務局処務規程に則った決裁を行っていなかった理由は確認できなかった。

(2) 実行委員長印の管理について

実行委員長印は、実行委員会事務局に常駐する事務局次長が管理しており、その印章管理規程なども実行委員会には存在していない。そのため、実行委員長印の押印は実行委員会事務局内で自由に押印できる状況にあったことが判明した。

(3) 実行委員会を管理すべき行政側の規程について

松本市に、松本マラソン実行委員会のような負担金を交付している団体について適用すべき規程を確認したところ、基本的にはないと認識しているが、該当するとすれば、として松本市補助金交付規則を提示されている。

○松本市補助金交付規則

(交付申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号の事項を記載した補助金等交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。(後略)

(中略)

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他市長の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(中略)

(実績報告)

第12条 補助事業者等は補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(後略)

この規程には、補助事業者は、補助金の交付を受けるためには補助金等交付申請書を提出し事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に必要な書類を添えて市長に報告することが必要とされている。しかし、実際に松本マラソン実行委員会が負担金の交付を受けるに際し、これら補助事業等交付申請書や補助事業等実績報告書が提出されていることはないことを確認した。

7. 平成30年度財政援助団体等監査結果に対する松本市の対応について

(1) 監査の結果改善事項ア 団体関係

指摘を受けた後、数年間は一部改善していたが、2022年(令和4年)からは規程通りできていなかったこと確認した。

(2) 意見・要望事項ア 団体関係(ア)

当該事項について、指摘を受けてからプロポーザルの検討を行った経過があったが、新型コロナウイルス感染拡大のため、断念している。この検討の過程において、松本マラソン実行委

員会事務局は松本マラソン大会運営に係る随意契約について問題点を把握していたが、コロナ禍による開催中止などがあって結果的にその検討はその後されていないことが判明した。

(3) 意見・要望事項イ 所管課関係 (イ)

大会運営で赤字が発生した場合の負担割合について、明確な取り決めは現時点ではない。天候不良やエントリー数減少など様々な原因が考えられるため、一律の対応が難しい状況であり、共催者とその都度協議を行うこととしており、具体的な対応は見られなかった。

第3 評価

1. 2023大会の不正会計及びその原因について

日本の会計基準、監査基準において、不正会計の明確な定義はおいていない。しかし日本公認会計士協会が発出している監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」に、不正は「不当又は違法な利益を得るために他者を欺く行為を伴う、経営者、取締役、監査役等、従業員又は第三者による意図的な行為をいう」とされている。当委員会ではこの不正の定義を準用して当該事象を判断することとした。

第3章第2の「1. 本件不正な会計処理とされている会計事象について」に記述の通り、受託企業が最終の金額として算出した2023大会の業務委託費全体額は250,535,145円とされている。当委員会は、ここから受託企業での値引きが行われ、226,585,145円が本来実行委員会の負担分であったことを認定している。この点において実際には、2023年（令和5年）12月28日契約の変更契約書をもとに210,635,145円を業務委託費とした会計及び総会資料は、不正な会計処理を行ったものと判断できる。

この不正な会計処理がなぜ行われたかについては、直接的には2023大会の収支が不均衡となり2024大会以降の松本マラソンの開催を危惧した事務局職員がその不正を主導したことによるものである。また、松本マラソン実行委員会のガバナンスの欠如が上記不正な会計処理を許容したことも間接的な原因として考えられる。

2. 2023大会の不正会計にかかる法的責任及び責任の所在について

(1) 民事責任についての検討

2024大会の第1回総会における2023大会の決算と2024大会の予算の承認に関しては、2023大会の未払金1,595万円が計上されなかったことについて、事務処理における事務局の善管注意義務違反が認められる。

本来2023大会の委託費の一部であった1,595万円は宙に浮いた状態となっていたが、2024年（令和6年）12月25日付で2023大会の委託費を修正する変更契約が締結されたことにより実行委員会に1,595万円の支払義務が発生し、この決算の修正は2024大会の決算とともに2025年大会の第1回総会において承認され、また、1,595万円の支払いに市の負担金を支出することについては市議会6月議会で承認された。

従って、受託企業に損害はなく、またマラソン事業の実績や内容に不正はないから、実行委員会にも損害はなく、契約責任と不法行為責任のいずれの民事責任も発生しないと判断される。

(2) 刑事責任についての検討

刑事責任について検討すると、2023大会の決算において本来226,585,145円

の決算の承認がされるべきであったのに、1, 595万円を隠匿し不正な決算を得たことについて事務局職員の個人の責任が問題となる。

しかし、受託企業の実行委員会に対する委託料残金の請求権は存続しており、その支払いの繰り延べにとどまるため、受託企業には財産上の損害が発生していない。従って詐欺利得罪（欺罔行為により財産上不法の利益を得る行為）または背任罪（の共犯）等の刑事責任は発生しないと判断される。

なお、協賛企業は協賛金を実行委員会に拠出しているため、本件事案を隠して協賛金を募集した行為が協賛企業に対する不作為の欺罔行為にあたるとして詐欺罪が成立するか問題になる。

しかし、協賛金の募集は大会の趣旨に賛同してなされるもので、会計内容の開示が条件とされているとは判断できず、不正会計の告知義務がない以上、詐欺罪は成立しないと判断される。

（3）責任の所在について

本件事案における責任の所在については、2023大会の不正経理の責任は直接的には不正な会計処理を行った実行委員会事務局職員にあると考えるが、本大会の主催者であり、ガバナンスの構築を怠った松本マラソン実行委員会、平成30年度の監査で指摘された事項の検討・改善を十分にせず、その対応を実行委員会に任せていた松本市の責任も指摘せざるを得ない。

3. 2024大会の運営について

2024年（令和6年）7月5日に、2024大会の運営業務委託料は206,450,000円で契約された。当初、受託企業側は2023大会の実績をベースとして委託費を見積もり、その後、様々な経費削減を提案して229,833,837円まで調整したが、それでも参加定員の縮小に伴う参加料収入予算の減、市の負担金予算の減を踏まえると、予算の段階で支出超過になってしまうことから、事務局側の依頼に応じ、既に削減が決められた項目以外を一律14%削減して数字を全体の収支に合わせた形で委託費を上記金額にしたものである。

上記のとおり、もともと委託費は不足することが見込まれる状況にあり、事務局職員に対する聞き取りでは、「普通にやったら費用が収入を超えてしまうとの考えをもっていたが、エントリーが伸び悩む一方で、安全な運営とランナーへのサービスを低下させないという配慮から、経費について大幅な削減が出来ない状況にあった」と述べている。これについて受託企業への聞き取りの結果から2024大会の経費の削減はその都度提案したが、安全な運営とランナーへのサービスを低下させないという名目のもとその提案も採用されなかったとされている。結局、事務局は、委託契約締結後も経費の各項目の精査を怠り、各項目の経費の是非の確認を怠った。

2024大会の事業自体において、多額の赤字を出した責めは問われるべきである。その上、2023大会から引き継いだ1,595万円の扱いに関しても、別途予算立てをするなど何らの手当もしていない。マラソン大会の参加者増加による収入に期待するのみで、1,595万円分の黒字を大会運営の中でどのように捻出するのか具体的な検討をしていないのであるから、2024大会の運営も問題があったと評価せざるを得ない。

4. 実行委員会のガバナンスについて

（1）決裁権限に関するガバナンス

松本マラソン実行委員会は、その運営に係る決裁権限について、以下に規定している。

- ・「松本マラソン実行委員会」会則

・松本マラソン実行委員会処務規程

当委員会は、第3章第1の「7. 平成30年度財政援助団体等監査結果について」に記述の通り、第4回大会の中止に係る運営業務委託変更契約の決裁（2020年（令和2年）9月24日）以降の起案用紙について、最終決裁者を確認した。平成30年度財政援助団体等監査を受けて措置を行った後の数回と2022年（令和4年）2月4日決裁の起案用紙に実行委員長の決裁がされているのみで、それ以外の起案用紙は上記規程が定める決裁権限者に決裁を依頼したことの証拠は確認できなかった。この点において松本マラソン実行委員会はその決裁を行う際に定める規程に従っておらず、その運営が適切にされていなかったと評価した。

(2) 松本マラソン実行委員会の印章管理を担保する規程

大規模な組織になれば、その印章及びその押印は、印章管理規程などで管理されるべきであるが、松本マラソン実行委員会実行委員長印を管理する印章管理規程は確認できなかった。印章は、本来その印章に記載のある者が押印するのが原則である。但し大組織において全ての印章をその組織の長が行うのは現実的ではなく、一般的には稟議等で組織の長が決裁していれば一定の規程に従って押印を代理することが一般的である。この押印を代理する際には稟議等による決裁と実際に押印するための規程の印章管理規程がセットになってはじめてその実効性及び正当性が担保できる。この点参考にするべき松本市のガバナンスを確認すると、松本市は市長が決裁すべき全ての起案用紙は全て市長が自ら決裁を行っているということを確認している。その決裁は、基本的に文書管理システムによって行われるとともに松本市の印章管理規程である松本市公印規則に従ってその印章及び押印が管理されている。この松本市公印規則は、契約書等の押印をする際には、文書管理システムによる決裁済みの文書との照合をするなどする管守が厳格に定められているとともに、その管理者として管守責任者がその管理を行う旨が定められている。

仮に松本マラソン実行委員長印の管理及びその押印は全て実行委員長が行うというものであれば、特に印章管理規程など必要ない。この点において当委員会は、実行委員長印の押印は全て実行委員会事務局職員による押印であったことを確認している。組織の長が押印していない以上、本来は、松本マラソン実行委員長印の管理及びその押印に関して印章管理規程が必要であったと判断するとともに、松本マラソン実行委員会は、その印章管理が適切に行われていなかったと評価した。

(3) 松本マラソン実行委員会を管理する規程について

松本市は、市が補助金等を交付する団体については、「松本市補助金交付規則」で管理としている。当該規則は、補助金を交付する際のルールに主眼が置かれ、補助金を受領する側の団体のガバナンスを定めるには至っていない。実際に第3章第2の「6. 実行委員会のガバナンスについて」で認定した通り、松本市は負担金を拠出している松本マラソン実行委員会に当該規程で定める補助金等交付申請書や補助事業等実績報告書を求めておらず、当該規則が松本マラソン実行委員会を統制する規則としては機能していない。この点において、松本市は、松本マラソン実行委員会のような負担金を拠出している実行委員会を統制する規程を設けていないと判断した。

5. 平成30年度財政援助団体等監査結果に対する対応について

地方自治法199条7項に基づく財政援助団体等監査の結果、改善事項とされた事項について

は地方自治法199条14項による措置の内容を監査委員に通知し、監査委員は、その内容を公表するように定められている。この点において松本市は、2019年（令和元年）5月24日に措置を講じたとしているが、結果的に数回実行委員長に決裁を求めたのみで、その後措置内容に係る改善は見られなくなっていた。この点において松本マラソン実行委員会が定める「松本マラソン実行委員会 会則」、「松本マラソン実行委員会事務局処務規程」の規程に則った処理が行われていなかったと評価した。

第4章 再発防止策及び提言

第1 再発防止策及び提言

1. 実行委員会方式で行われるイベント等への行政の関与について

実行委員会方式は、実行委員会メンバーにある程度の裁量権が与えられることにより、当該実行委員会の組織力・機動力を高めるというメリットがあると考えられる。松本マラソンはそのようなメリットを有する実行委員会方式を採用している。松本マラソン実行委員会は様々な業界の団体から構成され、松本市（行政）もその構成メンバーの一員である。これら実行委員会メンバーを代表し、会務を総括するのが実行委員長である松本市長である。また、実行委員会の実務を担当する事務局は、松本市職員と元松本市職員及び受託企業で構成されている。今般、問題となっている不正な会計処理は、上記の体制のなかで発生した。このような実行委員会体制において、今後、不正な会計処理というステークホルダーの信頼を失うような問題の再発を防止するための策を以下に記述する。

(1) 事務局組織体制の再検討

松本マラソン実行委員会事務局の実務・財務を担っている松本市職員は、当該不正な会計処理が発生した2023年度においては文化観光部スポーツ本部または同本部スポーツ事業推進課に所属している。松本市職員のうち1名は実行委員会において事務局次長として籍を置いていたが、松本市の元職員である人物も同じ次長職としてこの実行委員会の事務局を担っており実質的には当該人物が主体となって実務を行ってきた。さらに受託企業の社員も同じ次長職で在籍しており、複数の出身母体からなる複数人が同じ職階で在籍するという指揮命令系統が不明瞭な組織であったことが、事務局の実務・財務に係る組織力・機動力の低下につながっていたと推測される。また、受託企業の社員が事務局を構成することは、迅速な意思決定や業務の遂行につながるが、なれ合いの関係になりやすいことも想起される。そこで今後は、事務局組織内の指揮系統の明確化及び業務の委託者である実行委員会と業務の受託者の関係の適切化を検討することも望まれる。

(2) 任務遂行の意識を醸成する組織体制の構築

本件事案が発生した要因のひとつに、実務・財務に係る組織における上長職員の任務遂行意識の欠落が指摘できる。上長職員らは、2023大会の赤字が表に出ればマラソン大会の存続が危ぶまれると考え、2023大会の赤字を黒字にするため、2024大会の業務委託契約で前払いとして受託企業に支払うことを考え、実行した。この意思決定に至る過程において、当該意思決定を方向転換させるチャンスは複数回あったと考えられる。しかし、上長職員らは、松本マラソンを存続させたいという共通する「正当な目的意識」のもと不正な会計処理という「誤った手段」を選んでしまい、組織力を発揮する方法を誤った。「意思決定の方向転換」に気づき、勇気をもってそれを実行する組織力を取り戻すには、意思決定の権限をもつ上長職員自らがその責任を全うする使命と実行力が不可欠である。そのようなことが当たり前に遂行できる組織体制の構築が求められる。

2. 松本マラソン実行委員会のガバナンスについて

当委員会は、松本市が松本マラソン実行委員会のような実行委員会方式の組織を統制するような規程を設けていないと評価した。例えば発注業務を例に考えると、随意契約によることができ

る上限額は、松本市であれば原則として松本市財務規則に従い以下の基準が適用される。

○松本市財務規則

(随意契約によることができる上限額)

第119条 政令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

※ 上記は2023年(令和5年)当時のものであり、現在の上限額は改正されている。

上記の規程は、松本マラソン実行委員会が発注している業務委託費よりもはるかに小さい金額での上限であるにもかかわらず、実行委員会を組成し、実行委員会に負担金を拠出しただけでこれらの規程を迂回できてしまう現行の松本マラソン実行委員会は、ガバナンスが効いているとは判断しがたい。

そこで松本マラソン実行委員会に必要なガバナンスとしては以下が考えられる。

(1) 松本市が実行委員会等を統制するための規程の策定

松本市は、補助金等を拠出している団体を管理するための規程として松本市補助金交付規則を有している。しかし、前述の通り、この規則は松本市の管理下でない各種団体が補助金等を申請し、また実績報告するために設けられている規程であり、松本市が実質的に管理できるような団体に適用される規程にはなっていない。そこで松本市が松本マラソン実行委員会のような団体を統制すべく、松本市補助金交付規則を改訂するか、実行委員会の設置及び運営に関する規程を設け、さらに随意契約に関する規程を設けるなど、松本市が実行委員会の運営を直接的に管理するような規程の設置が望まれる。その中には、実行委員長の印章管理規程を設けるべきとするような規程も盛り込むことにより、そのガバナンスの実効性を担保することも必要と考えられる。松本マラソン実行委員会は、会計に関しても、総会資料では単式簿記を採用すると規定されているだけである。単式簿記は、収入から支出を控除した金額を示すことを目的としており単年度の現金収支を表すことはできるが、例えば使い切れなかったタオル等の備品がある場合やパソコンなどの固定資産を表現することは難しい。例えば、公益法人会計基準を準用し、複式簿記を採用するとともに物品管理を行うなどその会計を精緻に行うことも望まれる。

(2) 監査の利用

松本マラソン実行委員会は、監事監査を設けていたが、ボランティアである監事が行う監査は、決算書のもととなる会計帳簿と証憑を突合するなどの手続きを行うのが限界であり、その実効性及びその責を監事に求めるのは酷であるとも言える。実際に、本件事案は第3章第2の「4. 不正な会計処理の手法」に記述した通り、その契約書から請求書までも本来あるべき金額でない金額で作成されており、この内容の不正な会計処理を監事監査の手続きで発見するの

は極めて困難である。とすれば、一定額規模以上の実行委員会は、その監査に関しても実効性を担保するような施策も望まれる。

3. 財政援助団体等監査への対応について

本件事案は、平成30年度財政援助団体等監査での指摘である決裁権限の逸脱処理とされる改善事項や、プロポーザル方式による随意契約の採用、赤字の場合の負担割合の取り決めなどの意見・要望事項に対応していれば、発生していなかった可能性が高い。そこで改善事項と意見・要望事項それぞれに対して再発防止策・提言を記述する。

(1) 改善事項に対する処理について

地方自治法は、199条において監査委員による監査を定めているが、このうち改善事項については措置が必要とされている。実際に松本市は、平成30年度財政援助団体等監査の結果を受けて2019年（令和元年）5月24日に「平成30年度定期監査等改善事項に対する処理方針について（通知）」を発出し、監査意見の指摘を受け、改めて専決区分に基づく点検、修正を行い、また適正な事務処理に向け、事務局内で、事務局処務規程等の内容について確認、共有を図ったとしている。しかし実際には、当該事項は、指摘を受けてほぼ1年でその改善が見られなくなっており、上記処理方針に実効性があったとは言い難く単に監査で指摘を受けたからその対応方針を書いただけだったと言われても否定できない内容である。当委員会が独自で行った当時の監査委員への聞き取りでも、「監査の結果については曖昧になってしまったものもある」とあるように、指摘を受けた後、実効性を担保した処理方針を作成発出することが必要である。また、一時的な改善策及びその運用にならないように、市において指摘された改善事項を監査後も事後的に確認するなどその実効性を長期に担保する施策が望まれる。

(2) 意見・要望事項への対応について

地方自治法199条では、改善事項への対応は規定されているが、意見・要望事項への対応は必要とされていない。市の場合であれば、翌年度の決算審査等で対応状況を確認しているとのことだが、財政援助団体である実行委員会の場合は、そのような機会が担保されていない。意見・要望事項については、その事項に対応していなかったとしてもそれ自体で地方自治法違反とはならないが、監査委員は、そもそも人格高潔、行政の財務管理等に関して優れた識見を有する者とされており、それら要件を満たした優れた識見を有した方々である。意見・要望事項とされている今回の随意契約における問題においても、そもそもこれを松本市のガバナンスに当てはめれば明らかに逸脱した行為であり、その点を監査委員が指摘している点を鑑みれば、単に意見・要望事項だからということで松本市が対応を怠っていたとすれば、それが間接的な今回の不正な会計処理の一因とも考えられる。監査委員の改善事項、意見・要望事項は、全て現状の手続きへの指摘である。だからと言って意見・要望事項へ全て対応することが現実的でないことも承知している。とすれば、例えばその意見・要望事項が、松本市で行われていればどうなのかなど視点を変えて検討することなどができれば、またその対応も変わってくると考えられる。その点において、優れた識見を有した監査委員の意見・要望事項も、その対応を検討することが望まれる。

第2 結びに

市が主宰するマラソン大会の実施にはいくつかの困難が伴うことは想像ができる。しかし、松本マラソン実行委員会が起こした今回の不正な会計処理は、松本市民及びマラソン愛好家にとって不幸な出来事であり、実際にこの不正を行ったとされる職員の行為は許容されるべきことではない。

しかし、当委員会は、松本市が平成30年度財政援助団体等監査の結果を受けて、真摯に松本マラソン実行委員会のガバナンスを構築していれば本件事案は起こらなかったのではないかと考えている。組織には常に様々な力学が働き、その組織を適正な形で維持するにはそれなりの労力をかける必要があり、その点においてガバナンスの構築は非常に重要である。また、監査も現状の不備を指摘してくるものであり、担当者にとっては厳しすぎると感じるような指摘があることも承知している。しかし、指摘事項が本来あるべきところからどうずれているのか、どれだけずれているのかを把握すれば、本質的に対応すべき事項が見えてくるものである。

今回、当委員会では、松本マラソン実行委員会が起こした不正な会計処理について、その原因を多角的に検証した。松本市には、組織のガバナンスの構築及び監査への真摯な対応を期待して結びとしたい。

第5章 参考資料

1. 「松本マラソン実行委員会」会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、松本マラソン実行委員会（以下「実行委員会」という。）という。

(事務所)

第2条 実行委員会の事務所は、松本市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、松本マラソン（以下「大会」という。）の開催に必要な事業を行い、松本市のスポーツの振興に資するとともに、大会を通じた健康づくりの推進と地域コミュニティの強化および交流人口の拡大による経済の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 大会および関連事業の準備、開催および運営に関すること
- (2) 関係機関および関係団体等との連絡調整に関すること
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、次の各号に掲げる団体から選出された委員をもって構成する。

- (1) 陸上競技団体
- (2) 道路管理者
- (3) 交通事業者
- (4) 経済団体
- (5) 市民団体
- (6) 医療救護団体
- (7) スポーツ団体
- (8) 施設管理者
- (9) 運営監理団体
- (10) 行政機関
- (11) 前各号に掲げるもののほか、実行委員長が必要であると認める団体

(役員)

第6条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 大会長 1名
- (2) 副大会長 若干名
- (3) 実行委員長 1名
- (4) 副実行委員長 若干名
- (5) 監事 2名

2 大会長は松本市長とする。

3 副大会長は必要に応じて大会長が指名する。

- 4 実行委員長は委員の互選により選出する。
- 5 副実行委員長は委員のうちから実行委員長が指名する。
- 6 監事は委員以外の者から実行委員長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 実行委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき、または実行委員長が欠けたときは、副実行委員長のうちあらかじめ実行委員長が指名した者がその職務を代行する。

- 3 監事は、実行委員会の会計および業務について監査する。

(任期)

第8条 役員および委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会

- (2) 専門部会

- 2 前項で規定するもののほか、実行委員長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、実行委員長、副実行委員長、委員および監事をもって構成する。

- 2 総会は、実行委員長が召集し、議長となる。

(議事の定足数)

第11条 総会は在任の委員の過半数の出席がなければ、これを開会することはできない。ただし、あらかじめ書面により表決を別の委員に、または代理人に委任した者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第12条 総会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 会則に関すること
- (2) 事業計画および事業報告に関すること
- (3) 予算および決算に関すること
- (4) 専門部会に関すること
- (5) その他実行委員長が重要と認める事項に関すること

(委員以外の者の会議出席)

第13条 実行委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専決処分)

第14条 実行委員長は、総会を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項について専決処分することができる。

- 2 実行委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。

(専門部会)

第15条 実行委員会に、事業遂行のため必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、実行委員長が委嘱した者をもって構成する。
3 専門部会には、部会長を置き、実行委員長が委嘱する。
4 専門部会は、部会長が召集し、必要な事項を審議する。
5 専門部会に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会に、その事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

第5章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 事業に伴う収入
(2) 負担金収入
(3) 協賛金収入
(4) その他の収入

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第19条 実行委員会の事業計画および収支予算は、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第20条 実行委員会の事業報告および収支決算は、監事の監査を経て、総会に報告し承認を受けなければならない。

(補則)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、実行委員長が別に定める。

2. 松本マラソン実行委員会事務局処務規程

(目的)

第1条 この規程は、松本マラソン実行委員会(以下「事務局」という。)会則第16条第2項の規定に基づき、事務局の事務処理等について必要な事項を定めることを目的とする。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 大会および関連事業の準備、開催および運営に関すること。
(2) 関係機関および関係団体等との連絡調整に関すること。
(3) 総会、専門部会及び役員に関すること。
(4) 予算、決算に関すること。

- (5) 収入、支出に関すること。
- (6) 規則及び諸規程に関すること。
- (7) 文書の収発、保存に関すること。
- (8) 物品の購入、管理に関すること。
- (9) 公印の管守に関すること。
- (10) その他大会開催に必要な事務に関すること。

(職及び職務)

第3条 事務局長は、実行委員長の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 事務局に事務局次長を置くことができる。
- 3 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 事務局に業務の円滑な運営を図るため、事務局次長補佐を置くことができる。
- 5 職員の事務分担は、事務局長が定める。

(実行委員長決裁の原則)

第4条 事案の処理は、すべて実行委員長の決裁をうけなければならない。ただし、専決事項の定めのあるものについては事務局長及び事務局次長はそれぞれの事案を専決することができる。

(専決)

第5条 事務局長及び事務局次長の専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 事務局長の専決事項

- ア 1件300万円以上2,000万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関すること。
- イ 財産の維持管理に関すること。
- ウ 嘱託職員の配置に関すること。
- エ 嘱託職員の雇用に関すること。
- オ 健康保険、労災保険及び雇用保険に関すること。
- カ 報告及び復命に関すること。
- キ 通知、申請、報告、照会及び回答等に関すること。

(2) 事務局次長の専決事項

- ア 1件300万円未満の支出負担行為及び収入・支出命令に関すること。
- イ 職員の旅行命令、時間外勤務及び休暇等に関すること。
- ウ 職員の休日及び勤務割等に関すること。
- エ その他前各号に準ずる定例的な事務処理に関すること。

(会計)

第6条 事務局の会計処理については、別に定めるほか、財政状況及び運営実績に関する会計事実決算書その他の会計に関する書類に明瞭に表示するものとする。

(旅費)

第7条 事務局の役員並びに事務局長、事務局次長及び事務局職員の旅費については、別に定める。

(服務)

第8条 事務局職員の服務については、別に定める。

(給与)

第9条 事務局職員の給与については、別に定める。

3. 松本マラソン実行委員会事務局会計規程

(目的)

第1条 この規程は、松本マラソン実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の会計処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(経理及び出納責任者)

第2条 事務局に、出納責任者を置く。

2 出納責任者は、事務局長とし、実行委員長が任命する。

3 出納責任者は、金銭の出納及び保管の会計事務を行う。

(会計職員)

第3条 事務局に会計職員を置く。

2 会計職員は、事務局次長とし、出納責任者の命を受け、会計事務を行う。

(会計の区分)

第4条 会計の区分は、次のとおりとする。

(1) 一般会計

(予算の作成)

第5条 事務局長は、毎年12月末日までに翌年度の予算見積書及び付属書類を作成し、実行委員長に提出しなければならない。

2 予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて、大科目、中科目に区分する。

3 補正予算についても、前項の手続きを準用する。

(予算の流用)

第6条 支出予算を同一大科目内の他の中科目へ流用しようとするときは、事務局長の承認を得なければならない。

(予備費の充当)

第7条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、支出予算に予備費を計上することができる。

2 予備費の充当は、実行委員長が決定する。

(決算)

第8条 事務局長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に決算書を作成し、実行委員長に提出しなければならない。

(金銭の取扱い)

第9条 事務局長は、すべての金銭を委員長が指定する金融機関に預け入れて保管しなければならない。ただし、止むを得ない理由のあるときは、この限りでない。

(収支手続)

第10条 事務局長は、収入又は支出の必要があるときは、その収支の原因となる書類に基づいて、収入伝票又は支出伝票を作成し、記載区分に従つて処理しなければならない。

(支払)

第11条 支払いは、適正な支払請求書の提出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。

2 支払いをしたときは、債権者の領収書又はこれに代る証拠書を徴さなければならない。

3 支払いについては、銀行等振込みを行った場合は、取引銀行等の出納印のある受取書等をもって、領収書に代えることができる。

4 特別の理由により、領収書を徴し難い場合は、事務局長は、その理由を記した支払証明書により処理することができる。

(関係書類)

第12条 事務局長は、会計に関する諸帳簿として、次のものを常に整理しておかなければならない。

- (1) 現金出納帳
- (2) 銀行勘定帳
- (3) 予算差引簿
- (4) 収入支出証書
- (5) 予算書
- (6) 決算書
- (7) 基金台帳
- (8) 備品台帳
- (9) その他必要な帳簿

(寄附金の取扱い)

第13条 この法人に対し金銭の寄附があった場合は、寄附者が指定したもののほかは、実行委員長が使途を決定し、総会に報告するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、実行委員長が別に定める。

4. 松本マラソン実行委員会の会計処理について

1 松本マラソン実行委員会の会計年度

1月～12月

2 総会資料

単式簿記を採用し、以下のとおり整理して当年度の収支報告とするもの

(1) 収入

12月までに納期が到来するもの

(2) 支出

12月までに支払期限が到来するもの

3 税金計算

複式簿記を採用し、以下のとおり整理して申告するもの

(1) 収入

調定(納付書の発行)したもののうち収納がないものは、未収金として処理

(2) 支出

負担行為が行われているが、請求のないものや納期が到来していないものは流動負債とし

て処理

5. 松本マラソン実行委員会事務局職員の給与規程

(目的)

第1条 この規程は、松本マラソン実行委員会事務局雇用の職員（以下「事務局員」という。）の給与について、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与)

第2条 事務局員の給与については、原則として松本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に準ずるものとする。ただし、当該事務局の運営の特性に合わせ、必要な事項は別に定めることができる。なお、事務局次長の業務手当については、別表のとおりとする。

別表

業務手当	本俸×12%
------	--------

6. 松本市補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は条例等に特別の定めのあるもののほか、補助金等の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「補助金等」とは、市が市以外の者に対して交付する次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 補助金
- (2) 負担金（市に相当の反対給付のないものをいう。）
- (3) 利子補給金
- (4) その他相当の反対給付をうけない給付金

2 この規則において「補助事業等」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

3 この規則において「補助事業者等」とは、補助事業等を行う者をいう。

第2条の2 削除

(交付申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次の各号の事項を記載した補助金等交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分、経費の使途、補助事業等の完了予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 市長が必要と認める場合には、前項のほか、次の各号のうちから必要な事項について書類の提出を求めることがある。

- (1) 申請者の営むおもな事業
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項

- (3) 補助事業等の経費のうち補助金等によってまかなわれる部分以外の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 補助事業等の効果
- (5) 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項
(補助金等の交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により速やかに補助金等を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

3 市長は、補助金等の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、交付すべき補助金等の5割以内において概算支出をすることができる。ただし、特別な事情があり、補助事業等の遂行のために特に必要があるものについては、交付すべき補助金等の5割を超えて概算支出をすることができる。

(補助金等の交付の条件)

第5条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため、必要があるときは、次に掲げる事項について条件をつけるものとする。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内部の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を行うため締結する契約に関すること。
- (3) 補助事業等に要する経費の使用方法に関すること。
- (4) 補助事業等を中止又は廃止しようとするとき又は補助事業等が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときも含む。）は、市長の承認をうけること。
- (5) 補助事業等の完了により、当該補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限りその交付した補助金等の全部又は一部に相当する額を市に納付すること。

(決定の通知)

第6条 市長は補助金等の交付の決定をするときは、その決定の内容及びこれに条件を付したもののについては、その条件を補助金等の交付の申請をした者に補助金等交付決定書（様式第2号）を交付して通知する。

(申請の取下げ)

第7条 補助金等の交付の申請をした者は前条の規定による通知を受領した場合において当該通知に係る補助金等の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長の定める期日までに文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は補助金等の交付の決定をした後において、次の各号の一に該当する事態が発生した場合においては、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の

内容若しくはこれにつけた条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- (1) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (2) 補助事業者等が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができない場合
- (3) 補助事業等に要する経費のうち、補助金等によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができない場合
- (4) 前各号以外の理由により補助事業等を遂行することができない場合

2 補助事業者等は前項の規定によって損害を生じた場合であっても、市長に対してその損害の賠償を請求することができない。ただし、市長が特に必要と認めた事項については、補助金等を交付することがある。

3 第6条の規定は、第1項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 補助事業者等は補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他市長の補助事業等の遂行のためにした指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第10条 市長は補助事業者等に対し必要に応じ、補助事業等の遂行の状況を報告させることがある。

(補助事業等の遂行の指示)

第11条 市長は補助事業者等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定内容及びこれにつけた条件に従って遂行されていないと認めたときはその者に対し、これに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は補助事業者等が前項の指示に違反したときは、その者に対し当該補助事業等の一時停止を求めることができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（様式第3号）に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金等の額の確定)

第13条 市長は前条による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれにつけた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（様式第4号）をもって当該補助事業者等に通知しなければならない。

(是正のための措置)

第14条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等実績報告書の提出があった場合において、その報告に係る補助事業等の成果が、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための

措置をとるべきことを求めることができる。

2 第12条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(決定の取消)

第15条 市長は、補助事業者等が次の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第9条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第19条の規定に違反して承認を受けないで補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 前各号のほか、補助事業等に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金等の返還)

第16条 市長は、補助金等の交付の決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(延滞金)

第17条 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）に年10.75パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金等の一時停止)

第18条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、その相当する限度において交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

2 第6条の規定は、前項の一時停止の場合に準用する。

(財産の処分制限)

第19条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号の一に該当するものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの
- (3) その他補助金等の交付を達成するため特に必要があると認め、市長が指定する財産

2 前項の規定は、次の各号の一に該当するときは適用しない。

- (1) 第5条第5号の規定による条件に基づき、補助金等の全部に相当する金額を市に納付し

たとき。

(2) 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したとき。

3 第6条の規定は、第1項の承認をした場合に準用する。

(立入調査等)

第20条 市長は、補助金等に関し、必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所事業所等に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。

(雑則)

第21条 この規則に定めのない事項については別に定める。